

総務常任委員会  
予算常任委員会総務分科会

(平成25年12月10日)

○ 毛利彰男委員長

おはようございます。ただいまより総務常任委員会及び予算常任委員会総務分科会を開催いたします。

今回の委員会において所管事務調査はしないというふうに正副で考えておりますので、ご了解いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

まず、政策推進部の審査に入ります。

冒頭、部長よりお言葉をいただきます。

○ 藤井政策推進部長

おはようございます。政策推進部では、桜運動広場について来年の4月からの教育委員会への移管の準備のために管理運営費の補正をお願いするのと、四日市港管理組合負担金の減額をお願いするという2件がございますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第8目 企画費

第8款 土木費

第5項 港湾費（関係部分）

○ 毛利彰男委員長

それでは、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第8目企画費、第8款土木費第5項港湾費の関係部分につきましてのご審議をいただきます。

まず、資料の説明をいただきます。

## ○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

おはようございます。

政策推進部の補正予算についてご説明させていただきます。補正予算書につきましては26、27ページでございます。桜運動広場管理運営費の補正でございます。説明につきましては、予算常任委員会資料の政策推進部部分の資料をお開きいただきたいと思います。1ページをごらんいただきたいと思います。

桜運動広場は、かつて桜財産区の保有する山林を三重用水事業菰野調整池建設に伴う発生土の埋立処分地として活用した補償で整備した桜地区の運動施設でございますが、この施設は桜地区住民を対象とした無料で利用できる地区専用施設となっております。平成26年度からの地区の運動施設から広く市民の利用に供するための一般の運動施設化に先立ち、まず前もってやっておくべき利用者の安全面の配慮をする必要のある施設整備につきまして、本年度中に実施できるよう植栽の整備等の委託についての補正予算をお願いするものでございます。

まず、施設の設置経緯でございますけれども、現在鈴鹿山麓研究学園都市となっている区域のほぼ北半分当たる箇所につきましては、かつて桜財産区が保有する山林でありましたが、水資源開発公団が行う三重用水事業菰野調整池の建設に伴う発生土の埋立処分地として活用を図るために昭和61年に桜財産区より市に寄附がされました。その際に、地区のための専用運動広場を整備するという条件が付されたところでございます。そこで、菰野調整池の建設工事に伴い得られた立木補償費及び土地貸付料を原資といたしまして、桜運動広場整備基金がまず造成されました。

その後、同箇所を含む一帯を範囲といたしまして鈴鹿山麓研究学園都市整備事業の実施が決定されまして、研究学園用地として活用が図れることになりましたので、当該箇所において運動広場が整備できなくなったことの補償といたしまして、現在の場所に市が平成7年度に桜運動広場を整備いたしました。施工につきましては土地開発公社に依頼して実施いたしまして、平成14、15年度で市が買い戻しをしたという経緯がございます。

こうした経緯から、管理運営は桜地区連合自治会、桜運動広場運営委員会により行われて、地区住民の運動広場として限定的な利用をされているという施設でございます。

2ページをお願いいたします。地区施設から一般の運動施設とすることにつきましては、

本市西部地域には運動施設がなく、また、広場開設当初より管理運営に携わってきた桜運動広場運営委員会からも、今後の運営は市で行うことが施設を維持し利用価値を向上させるためにも有効であると、しっかりと専門家に任せて必要な整備もしていただいたら施設の機能も高まっていいんじゃないかということで、そういう申し出がありました。市といたしましても、桜運動広場を広く市民の利用に供するようになっていくことが望ましいと考えるところでございます。なお、これまで管理運営につきましては、先ほどご説明いたしました経緯から、税金によらずに補償費を原資といたしました市の基金であります桜運動広場整備基金を財源として賄ってきたということでございます。

こういったことを総合的に勘案いたしまして、平成26年度から地区専用の運動施設から市民誰もが利用できる一般の運動施設として一般に開放していきたいというふうに考えてございます。

そこで、今回お願いする補正の内容は植栽等の委託でございます。3ページの施設の概要を見ていただきたいと思います。そちらに載っておりますように、植栽の整備等委託を予定している箇所につきましては、施設中央にあります多目的コートの北側でございます。低木植栽設置箇所約65mと書いてございますが、そちらの場所を予定してございます。

ここは駐車場が手前ございまして75台収容可能でございますが、土日において多目的広場で少年野球やソフトボールの試合等があるときは、テニスコートの使用もあるために1日に100人から200人規模の利用者があるときがございまして、それによりまして一時的に駐車場が不足することによって、運用上、多目的コートの北側のこの場所の平地部分を臨時駐車場として活用しておるといのが実態でございます。

駐車すること自体は問題ございませんが、その箇所は多目的コートより地盤が高くなってございまして、多目的コートに近い箇所は南側の多目的コートや管理棟に落ち込む形の傾斜になっておるといことで、段差が約3mございまして、現在の利用者はこうした土地の状況をよくわかった上で利用しているので問題は生じてございませんが、車どめとなる障害物がないため、万一車両を誤って発進させたりとした場合に多目的コート側へ車両が転落することが懸念されてございます。

そのために、広く一般の運動施設化をして誰もが利用するということになれば危険がございまして、まずは前もって安全の配慮としての施設整備をしておくべきというふうに判断いたしまして、この箇所の斜面手前におきまして除草した上で低木の植栽をしていくというようなことで、70万円の委託経費をお願いするものでございます。

なお、桜運動広場は従来から樹木が多く植えられて緑豊かになってございますので、この箇所につきましてはフェンス設置等で対応するよりも植栽、植木をすることによって対応の方が望ましいと市のほうで判断して、今回の予算を上げさせていただくものでございます。

なお、財源につきましては、桜運動広場の整備基金を充当させていただくということでございます。4ページに桜運動広場整備基金の推移を参考に掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

桜運動広場の補正予算につきましては以上でございます。

次に、土木費、港湾費でございます。補正予算書につきましては50、51ページでございます。予算常任委員会資料は5ページをお願いいたします。

四日市港管理組合負担金の補正でございます。四日市港管理組合の一般会計予算の減額補正に伴いまして四日市市の負担金額の補正を行うものでございまして、四日市港管理組合負担金1544万7000円の減額でございます。減額補正によりまして、四日市港管理組合に対する四日市市の負担金額は、当初予算額15億3874万4000円に対しまして、15億2329万7000円となる予定でございます。

四日市港管理組合の一般会計の補正の内容でございますが、主な内容につきましては、歳出につきましては、借入金の返済に係る公債費で1832万円余の減額でございます。これは起債事業におきまして実際の借入利率が当初見込みを下回ったことによることから、償還利子が減額となるものでございます。

また、人件費の減額補正は、主に人事異動による職員の入れかわりを反映したものでございまして、これは県や市から四日市港管理組合へ派遣されている職員の人事異動に伴いまして、その人の入れかわりを反映いたしましたものです。つまり、今年度は前年度と比較いたしまして給与等が低い職員が全体を合計すると派遣されたということで、所要見込額が当初予算額よりも減額の見込みとなり、その分を減額補正するというものでございまして、議会費から港湾建設費まで各款にわたりまして合計208万2000円の減額をするものでございます。

こういった補正内容で歳出全体で1670万6000円の減額補正となっております。

一方で歳入につきましては、財産収入で旧港内の巡視船かもめの売却収入116万円の計上、あるいは繰入金で1692万6000円の増額補正でございますが、これにつきましては決算剰余金を積み立てている港湾経営基金からの繰り入れでございまして、決算において剰余

金が当初予算見込みよりも多く生じたことから、増額となった剰余金分を財源として基金から繰り入れるものでございます。

こうした歳入歳出の収支差分を県・市負担金で賄うものでございまして、今回の補正による歳入の増額、歳出の減額によりまして、県・市負担金が3479万2000円の減額となりまして、本市負担金は負担割合によりまして1544万7000円の減額とする内容でございます。

以上が四日市港管理組合の一般会計の補正に伴う本市の負担金の減額補正でございます。

また、予算常任委員会資料の6ページでございますが、本市の負担金には関係いたしません。四日市港管理組合で港湾整備事業特別会計も補正を行っておりますので、参考に掲載させていただいております。港湾整備事業というのは特別会計を設けまして、経営に伴う収入で賄うこととされておりますことから、県・市からの負担金はございません。

参考に補正の内容でございますが、歳出につきましては一般会計と同様に主に人事異動に伴う人件費の補正で、管理費、建設事業費にわたりまして339万円余の増額、あるいは管理費で港湾整備事業基金積立金3476万円余の追加、建設事業で霞ヶ浦北埠頭土地造成事業で入札差金及び事業精査によりまして6億1765万円の減額などがございます。霞ヶ浦北埠頭土地造成事業の詳細につきましては6ページの中段以降に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、平成24年度決算剰余金の繰り越しの追加計上4953万円余、建設事業の減額に伴いまして組合債の減額で6億1000万円余及び特別会計の収支差の財源調整といたしまして港湾整備事業基金からの繰入金の減額598万円余でございます。

以上が特別会計の補正の内容でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

## ○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。委員の皆様からご質疑がありましたらお願いします。

## ○ 森 康哲委員

四日市港管理組合の負担割合について、一般質問でもさせていただきましたけれども、県・市の負担割合が5対4で、以前5対5から5対4に戻したのはスーパー中樞港湾を県主導でやっていくためという理由で戻したということだったと思うんです。そして、スー

パー中枢港湾には指定されましたけれども、国際コンテナ戦略港湾には次点で漏れたということであるなら、また5対5に戻すべきだと思うんですけれども。こういう減額補正の場で言うのがいいのかどうか分かりませんが、一度考え方をお聞きしたいと思います。

#### ○ 藤井政策推進部長

今の段階で昔の5対4が5対5になり、また5対4に戻ったことについて、三重県と四日市市の間でこれをまた5対5にするという具体的な協議はしていないという状況でございまして、森委員がおっしゃいますように、以前5対4に戻したときは、スーパー中枢港湾で事業費がかなり大幅にふえる予定があり得るということでの話でございましたので、実際、まだ荷扱いの容量からいきますと余裕がある状況の中で環境は変化しているということでございますので、これは四日市港管理組合でどうこうするという話ではなく三重県と四日市市の間の話でございますので、今ご指摘いただいたことも踏まえまして庁内で十分検討させていただきたいと思います。

#### ○ 森 康哲委員

四日市独自の思いを届けるには、やはり物を言うのであればお金も出していかないかん。お金を出せばやっぱり物は言えると思うんですね。また、職員のモチベーションも変わってくると思うんです。ぜひ強いリーダーシップを取るために、そして後背地産業のことがやはり一番見えるのは地元だと思うんです。そういうこともリアルタイムに届けることができるのはやっぱり四日市の職員、また、四日市市の議員だと思いますので、その辺を踏まえて議論していただきたいと思います。要望で。

#### ○ 毛利彰男委員長

要望ということですので、しっかり受けとめていただきますようお願いいたします。  
他にございますか。

#### ○ 中村久雄委員

桜運動広場の件ですけど、冒頭の説明の中で、桜運動広場運営委員会のメンバーからの今後は運営は市で行うことが望ましいという申し出はいつあった話なんですかね。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

こちらの話につきましては、具体的にそのような話をさせていただいておったのが2年ほど前でございます、平成23年6月にそのような話もさせていただきながら具体的に移行について協議を始めてきたというのが経緯でございます。

○ 中村久雄委員

あとお聞きしたいのは、4ページの整備基金の推移。やはりここで考えていかなあかんのは、市西部に運動広場がないということで、これはもっともということなんですけれども、今まで桜地区の財産として桜地区住民が使っていたのが、今回、基金も枯渇したことで、四日市市にというところで、税金を投与して市民の広場にというところはやっぱりはっきりさせなあかんと思うんです。わからんのは、この4ページの資料の中で最初は立木補償や土地の貸付料というような収入があって、運用益というのが、多いときは578万円、少ないときは1040円というのがあるんですが、この運用益というのはどういうものなんですか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

この運用益につきましては、他の基金の運用と同じような形で、実際のその年度どれぐらいの基金を取り崩すかというのを見た中で、有意義な運用先を求めて基金の運用をさせていただくということで、具体的には国債等を適用させていただくんですが、基本的にそのときの一番有利な形で運用をいたします。ただ、昔は非常に金利が高い時代でしたが、今はもう金利も低くなってきた、残高も少なくなってきたという中でこのような運用益の推移になってきたということでございます。

○ 中村久雄委員

平成15年に市が買い戻したという説明があったんですけども、その辺はどういうふうに関係してくるんでしょうか。

○ 藤井政策推進部長

説明が中途半端で申しわけなかったんですけど、この運動広場の整備基金には、一切、1円も税金は入っていないんです。冒頭の経緯の説明で、三重用水の調整池で土捨て場に

使わせてほしいということがあって、そこで市のほうに寄附してもらったということの補償的な意味で、その部分で跡地に運動施設を市のほうでつくるという約束でいたわけですが、それがI C E T Tをつくったり、いろんな研究学園都市にした経緯の中で場所がないので今の場所に立地場所を変えたわけですが、整備のほうは市のほうで責任を持ってやると。立木補償とかいう今の基金を使うんじゃなくて、別途市のほうでつくる。

最初は土地開発公社で代行整備をしたわけですね。当然土地開発公社でやりますと金利もついてたまってきますので、平成15年においては、土地開発公社についてもいろいろと課題が言われておった時期ですので、もう市が取得して金利が重ならないようにしていこうという形で市のほうで買い戻したということですので、そもそも税金で整備はしておるわけですから、その段階においても市民に広く使ってもらおうという、将来的な方向としてはそういう意思もあってやったわけです。

当時はまだ桜財産区の経緯からいって、桜地区の限定施設という形でいっていましたが、基金も枯渇に近くなってくるという状況、それから運営委員会の主たるメンバーもかなりお年をとられたという状況もある。市のほうとしてもやっぱり市西部の運動施設として税金を投入して整備したからには、やはりいずれは広く一般の市民のための施設にしていきたいという思いがあって、2年前ぐらいから双方具体的な歩み寄りの雰囲気が出てきたと。

ただ、機関決定してもらわないと、なかなかそれはスタートができないという中で、今日の予算議案上程、それから教育民生常任委員会のほうでは条例議案の上程という形で状況が変わってきたということでご理解を賜りたいと思います。

#### ○ 中村久雄委員

そうすると、平成15年度から市として使いたいというような話はされておったんですね。

#### ○ 藤井政策推進部長

平成15年の段階では具体的に使わせてくれとは言っていません。10年前、平成15年ぐらいはまだ研究学園都市自体や、I C E T Tも認知度が高まっていたし、環境総合センターもできておる状況の中でまだそれが言える状況ではなかったんです。やはりいずれは市のほうで市民一般に利用してもらおうようにやっていきたいという思いも市としてはありましたけれども、それをそうさせてくれとその段階で言えるような状況でもないと、10年前であれば。

やはり一定の時間が経過する中で、お互いの距離感が、双方が合意するような状況に至ったということでご理解を賜りたいということです。

#### ○ 中村久雄委員

そうしたら今回のこの話は、市で整備するのに税金を使いながらも桜地区の方々に市からアクションは起こしていない。2年前の平成23年度に桜地区の方から話があってやってきたというところですかね。

#### ○ 藤井政策推進部長

ですから、市のスポーツ施設にしようとする、やはりスポーツ課としての一定の対応の考え方もありますし、これはあくまでも土捨て場からスタートして、研究学園都市という形で当初、昔の市長公室が所管して、計画推進部というところに一旦移っていますが、今は政策推進部が所管していますので、その辺の所管が変わることによる並行した作業も要ります。

それからなぜ公社でやって市が買い戻したかという、これはやはり市の政策として、研究学園都市は基本はフィフティ・フィフティで県と市が対等にお金を出し合っている事業なんですよね。だから、当然のように財産区を使わせてもらったもので、それを造成して使わせてもらうという形で、市としてもそのお金について負担しながら、研究学園都市の事業がスムーズに行くために、これは当然、買い戻しのときも議案を上げておるわけですので、議会にもご理解をいただきながら進めてきたと。

ただ、西部のほうではスポーツ施設が余りないので、いずれはそういうふうにやっていきたいということ、オール四日市として合意形成しようと思うと、政策推進部と教育委員会との一定の合意形成もないとだめだと。片一方で、地元の運営委員会の方も機関決定をする手順が要りますので、そもそも地域全体の総意として財産区を市に寄附して、補償でもらったものについて桜地区の方が無料で使っていたものが、今度は全市になりますと有料になりますし、地域の恩典というのは特段はないわけですから、その辺の合意形成を図ってもらうのに一定の期間を要したということで、それがようやくお互い合意ができたという段階での今回の予算であり条例化ということでご理解を賜りたいと思います。

## ○ 中村久雄委員

市民に広くこの運動施設が使えることは非常に喜ばしいことというふうに思います。

今後のことですが、今までは無料でやっておった。でも、受け付けなんかはあったわけですね。今後の管理は市が受け付け等の施設の管理も含めてやると思うんですけども、その辺はどういうふうになるんですかね。やっぱり今までずっと桜地区の方が使っていたので、ぽっと全市的な施設とするのにアナウンスもいろいろ必要でしょう。やっぱり桜の方が優先的になるようなことがあったら困るので、その辺の確認ですけど。

## ○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

今までは当然、過去の経緯から地区の専用施設として無料で地区の方が優先的に利用しておったということをごさいますて、今の状態は管理人さんを置きまして、その管理人さんが受け付けをするという形で予約を入れていると。ただ、テニスと多目的広場につきましては、それぞれ部会を設けてございますので、そういった部会の方も時には間に入り、受け付けをしながら優先的に利用させておったということをごさいます。

今回、市のスポーツ施設にするということをごさいますので、教育委員会のほうで公の施設としての条例を上げさせていただいてございますて、そこに使用料も定めさせていただいて有料ですということ。ただ、それにつきましては、当然のことながら一般のスポーツ施設と同じ扱いをするということに決めてやっていきますので、地区の方が優先的に利用するんじゃないしに、ほかの施設と同じような形でやっていくと。

予定しておるのは、ほかの施設と同じように予約システムを入れまして、予約状況が見られるようにはさせていただく。ただ、当面は直営でさせていただく形になりますので、またそこで管理人を置いて受け付けをしてやっていくということ、あくまでも公平というか、受け付け順位で入れてやっていくということになりますので、地区の方が優先的に利用するという事はもうなくなってしまうということをごさいます。

## ○ 中村久雄委員

ということは、今の管理人さんも変わり、部会等々も解散という形になって、もう市が全面的にやると。今、当面は直営という言葉が出ましたけれども、その後はどうなるのかというのも含めて教えてください。

## ○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

もうはっきりと地区の優先というのとはなくなります。

今後につきまして当面と申しますのは、ほかの運動施設は一括で指定管理にさせていただいておる施設がありますので、将来的にその中に入れ込んでいくのかという考え方がありますが、来年からその中に入れ込んでいくということはできませんので、まずは直営でさせていただくという意味合いでお話しさせていただきました。

それで、教育委員会のほうが所管し、今後の運営について検討していくということになるかと思えます。

## ○ 中村久雄委員

教育委員会のほうからは、年間に管理に係る人件費等々で700万円から800万ぐらいの予算がかかると説明があります。今は400万円近くなので、倍ほどかかるわけですけれども、その辺の考え方というか。700万円、800万円はやっぱりかかってくるというような予定でおるわけですか。教育民生常任委員会協議会の中で、スポーツ課から700万円から800万円ぐらい年間経費がかかるということが示されていますけど。

## ○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

教育委員会が、今度市の直営施設としてやっていくに当たってかかる経費と、使用料を定めて利用させますので、その使用料による収入を比較いたしまして、差し引き700万円ほどは税投入が必要になってくるんじゃないかというような試算をしております。

今まで地区の方に覚書に基づきまして維持管理をお願いしてきたということで、管理費につきましては420万円をお願いしてきたわけでございます。それにつきましてはかなり経費を抑えた形をお願いしてきたという実情がございます。それにつきましては、実際はそこに管理人を1人置いてやっておるんですが、年末年始以外は基本的にはオープンさせておる施設でございますので、1人では実際にはなかなか回っていかないということがございます。その中で、先ほども説明させていただいた部会の方の応援とか、あるいは草刈りにいたしましても出合ですとかというような形で、実際に自分たちの施設やということによっていただいておりますので、420万円でやってこられたわけでございますが、市の直営施設になれば、きちっと維持管理をしていくための人の手当てもしていかなければならないし、管理費もかかってくるということでの試算をさせていただいて、教

育委員会はそういうような試算を示させていただいたというふうに聞いております。

○ 中村久雄委員

あとの運営、テニスコートの改修だとか告知だとか、ああいうのはスポーツ課が担当すると思うんですけども、最後に確認ですけども、平成24年度末1143万円何がしの基金も含めて市が引き受けるということによろしいでしょうか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

桜運動広場整備基金につきましては、もともとはそういう補償が原資でございますが、基金そのものは市が設置した基金でございます、市のものがございますので、市が引き継ぐというか市のままの状態ということ。

こちらにつきましては、平成24年度末で1140万円ほどの残高でございますが、今年度、平成25年度で維持管理費420万円に加え、今回の補正で70万円をお願いさせていただきますので、差し引き650万円ほどが平成25年度末の残高で残ってくるかなど。それを引き続き市が持って、必要な整備に充てていくというような形で、最終的に今の予定でございますが、来年度の当初予算におきまして、教育委員会が利便性を高めるために必要な施設整備を考えてございまして、それに基金を充てさせていただき、最終的にはこの基金を平成26年度末には廃止をさせていただく方向で考えてございます。

○ 森 康哲委員

低木の植栽の件ですけども、今回70万円が上がっておりますが、フェンスの場合やと幾らぐらいになるか試算はされたのでしょうか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

ネットフェンスを設置させていただき費用を試算させていただきました。高さが1.2mで、今回予定しております65mの範囲で基礎も含めてネットフェンスを設置した場合は136万5000円ほどかかるというふうな試算をさせていただいております。

○ 森 康哲委員

それは低木と同じ高さということで理解してよろしいでしょうか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

維持管理に手間がかからない低木の植栽ということで、フェンスは120cmですが、植栽につきましては平戸ツツジを考えてございまして、高さは80cmを想定しています。

○ 森 康哲委員

80cmで足りるんですか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

こちらにつきましては常時車をとめる場所ではなく、臨時的に駐車させていただくスペースでございますので、手前に80cmの幅と80cmの高さで植栽をして車どめ的な役割を担わせることは十分できるというふうに考えてございます。

○ 森 康哲委員

今後全く植栽の管理費は要らない、ゼロ円ということによろしいでしょうか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

この平戸ツツジは基本的に手間のかからない樹木というふうに聞いておりまして、当初5年間は維持管理が要らないのかなど。その後、毎年1回花が開いた後、剪定をしていけばいいというふうに確認しておりまして、その剪定経費が大体1万円から2万円というふうに確認をとってございます。

○ 森 康哲委員

水やりも一切要らないということによろしいでしょうか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

しょっちゅうというわけではないですが、必要に応じて管理はしていかないかんというふうには思っています。

○ 森 康哲委員

じゃ、フェンスと同じではないということによろしいでしょうか。

### ○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

植栽をした場合におきましては、ある程度手間をかけてやっていくという部分は出てきます。例えば剪定では1万円から2万円、フェンスを設置するよりも年間で経費がかかってくるということと、他にも若干手間をかけていかなあかんという部分は生じてきます。

ただ、ネットフェンス自体も年数を経過すればある程度手を入れていかなあかんという部分も出てくるかというふうには考えてございます。

### ○ 森 康哲委員

ネットフェンスは水やりは要らないと思うので、水やりの手間はかかるということになると思うんですけども。その辺、管理の仕様書が変わるわけですね。プラスアルファされるわけですね。四百数十万円でやれておったことがまた変わってくるわけですが。

### ○ 伊藤政策推進監兼中核市推進室長

のり面のところに視覚的に車が落ち込まないようにということで、中低木の植栽をさせていただくということです。

実際この広場には現状で桜の木もいっぱい植えられていますし、この斜面をおりた下にも、僕は木の名前はようわからんところがあるんですけども、多分ツツジが同じように植えてあるので、その一環としてやることになると思うので、そんなにこの65mを植えることで急激に管理の手間がふえるというふうには考えてございません。

### ○ 森 康哲委員

この低木というか、ツツジで本当に1t、2tの車がとまるんですか。サイドブレーキを引き忘れて落ち込んだために低木を植えるわけですね。効果があるんでしょうか。

### ○ 伊藤政策推進監兼中核市推進室長

通常ですとガードレールとか本当に堅固なものを設置することが一番いいのかもわかりませんが、そもそもここは緑地ということで、景観にも配慮して——ツツジですと5月、6月ごろには花が咲くんですけども——地元からもツツジというようなこともあったかと思うんです。ただ、それで物理的に車をとめられるかということ、当然木ですと、あくまで視覚的にここからは通れやんというようなものでしかなくなります。

ただ、現場を見ますと、平場があって、そこから進むとのり面があるということですが、手前にちょっと水が流れる溝のようなものを掘ってありますので、当然そこで車はある程度とまるということで、さらにツツジを植えて視覚的にここからは危ないよと、そんなふうな考えでさせていただこうと思っておるところです。

#### ○ 森 康哲委員

フェンスじゃなくて、輪どめのコンクリートブロックだけでもいいんじゃないかなと思うんですけども。

#### ○ 藤井政策推進部長

この運動広場ですが、やはり今まで管理してみえた運営委員会の方の思い入れもあります。さっき政策推進監が言いましたけれども、既に周辺に木が植えられている中で、一環とした施設として、なおかつ景観的にも自然な状態になるという地元の意向も踏まえて話し合いをさせていただき、スポーツ課とも相談してこの形でやらせていただきたいということになりました。そもそも駐車場ではなく、あくまでも緑地広場の中で臨時的な駐車場としても使っておるという中で、いろんな話し合いの結果としてこの形をとらせていただいたということです。

ご懸念の安全上の問題はないように、あるいは維持管理経費がかさむことがないようにという工夫はスポーツ課にも十分引き継ぎをやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○ 森 康哲委員

今までの説明で、地元の人にはもう斜面があるのはわかっていて、利用者が地元の人に限定されているから安全対策はとらなかったと。だけど、今後は不特定多数の市民が使う可能性があるから安全対策としてやるわけですね。それなら、中途半端ではなくきちっとした整備をしておかんといかんと思うんですが。車が落ちていかんようにするのなら、それなりの工夫をしてやって、なおかつ植栽等でカモフラージュをしていくという工夫が要ると思うんですけどね。その辺の考え方はどうなんですか。

## ○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

委員さんがおっしゃられるような意味合いの部分も確かに我々としてはあるかなということでも検討はさせていただいたところではあるわけですが、先ほどから繰り返しになりますけれども、臨時的な活用で駐車場をすることでごさいます、先ほど政策推進監からも話があったように、現状で溝的なものもあって、その中で植栽で視認性を高めることで抑止効果になるというふうに我々は判断させていただいたということです。また、こちらについては、あくまでも緑地帯としての部分でごさいます。そこをフェンス等で完全に仕切ってしまうと利用の制限もかかってしまいますので、その辺もあって植栽をということでも考えさせていただいたということです。さらに、この多目的広場の周囲につきましては、桜の木が植えられておって春は非常にきれいだ。今回、ここで65mの帯状でツツジを植栽させていただくということになれば、非常に景観上もきれいやというようなところもあって、地元の方といろいろと話をしながらこういう植栽であれば適切であろうということで我々としては判断させていただいたところでごさいます。

## ○ 森 康哲委員

それはわかるんだけど、ツツジだけでは強度的には不十分ということなんですよ。それでは車はとまらないということなので、それならカモフラージュでツツジを植えておいて、10cm程度の輪どめのブロックを置いたらそれなりの効果はあるんじゃないかなと思うんですけども、そういう考えはなかったのですか。

## ○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

車が自分から突っ込んでいくような想定まではしていませんでした。斜面があることを知らずに行くという可能性はあるというふうなことは考えておったわけですが、委員さんおっしゃられるようなところの工夫につきましては、できる余地はあるかと思しますので、ちょっと考えさせていただきたいと思します。

## ○ 藤井政策推進部長

現状ではまばらに低木が植えてあって、そこからなだらかにスロープが落ちていくという景観的には心地よいものでありますので、それに余り違和感がないように、子供たちも寄ってくるようにということでも考えていますけれども、例えば低木のところに余りどぎつ

くないような注意喚起の看板をつくるということもできますし、委員がおっしゃったようなことも、70万円の経費の中で工夫ができるのであれば、余り景観的に違和感がないようなという地元の方からの意見も踏まえて、施工の中で十分工夫はしていきたいというふうに思います。

#### ○ 石川勝彦委員

今部長が言われましたが、私も二、三回現地へ行っておりますが、安全性を含めて四日市市の西部の運動広場としては、自然豊かな広場として、もう本当に言うことはないなど。これが全市的に使われるならば本当に心配はないというふうに思います。

森委員から指摘があった問題については、それは確かにそこまで整備してあればそれにこしたことはないですけれども、自然豊かな場所であるということと、そんなところまで車が突っ込んでいくということはまず考えられない、それほど自然に恵まれた運動広場であるという印象を何度も感じておりますので、今部長が言われたようにされるならしていただくのも結構かなというふうには思いますが、無理してそんなところへお金を使う必要もないような気もいたします。

#### ○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

#### ○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっと森委員、中村委員に関連させていただきたいんですが。

この事業は根本的に透明性を担保する必要があると思います。私の手元にも教育民生常任委員会協議会の9月13日付の資料がありますが、そこでの整合性を伺いたいと思います。

その前に、きょうの資料の2ページの下から7行目に、車両を誤って発進させたりということがあるんですが、これ、高さはどれぐらいあるんですかね。どこかのビルの駐車場から飛び出したとかで、バックで急発進した場合、よく事故が起こっていますよね。かなりの勢いがつくと思うんですよ。市の直営の施設になるわけですから、その辺の安全性の担保、車両を誤って発進させても大丈夫という担保が要ると思うんですけれども、その辺のお考えはどうか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

段差につきましては約3mほどございます。なだらかに落ちていくという形の段差になってはございますが、委員さんがおっしゃられるように、車両を誤ってという部分を考慮すれば、先ほども森委員さんにお答えさせていただいたような部分で配慮、工夫できる部分についてはさせていただきたいというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也副委員長

わかりました。誤って急発進させて、スロープでスピードが出ても大丈夫ということですが、どうか事故が起こらないことを祈っております。

それでは教育民生常任委員会協議会との整合性を確認させていただきたいと思います。その際田代教育長のほうから、この施設はもともと地元専用の施設という歴史があるわけですね。今後、政策推進部ともこれまでの経緯を含めてきちんと調整させていただくという答弁がありましたので、それを踏まえてきちっと調整はしていただいておりますが、例えば中森慎二委員のほうから、この施設というものは地元の人だけしか20年使えなかったわけですね。行政財産の無償貸し出しということを今までどういう基準でやってきたんだと、覚書はあるのかとか、そのような総務常任委員会だったら当然聞きたいというようなご質問をされておるんですが、その辺についてはいかがですか。

○ 田中政策推進課課付主幹

覚書については、平成7年6月23日付で四日市市長と桜地区連合自治会のほうで、桜運動広場管理運營業務委託に関する覚書ということで取り交わされております。行政財産としては、この覚書に基づき無償で使っておられるというような形です。

○ 伊藤嗣也副委員長

この覚書だけであって、市として基準というのは特にないというふうに理解してよろしいんですね。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

基準と申しますか、この施設そのものが、条件として地区のための専用の運動施設をつくってくださいというところから始まってございまして、そういう目的の施設であるとい

うところからそういうような利用をさせてきておるといふことでございます。

#### ○ 伊藤嗣也副委員長

教育民生常任委員会の所管に踏み込む気はないんですけど、20年間桜地区の人だけしか使えなかったわけですよ。それで、もう基金がなくなってきたから市のほうで頼むという、大きな流れはそうだと思うんです。

それで、今の中村委員の質問によると、年間七、八百万円の税金の持ち出しが出てくるわけですね。そういうことについて、2年前に向こうから言われて初めて検討に入ったわけですよ、きょうの答弁では。私はそういう話は市のお金がこれだけずっと減っていつておるわけですから、当然市としてやっておかないかんかったのではないかと思うんですが、その辺の考え方はどうなんですか。

#### ○ 藤井政策推進部長

まず、三重用水の土捨て場として財産区から土地を市のほうでもらった。そして、立木補償等で基金を積んで、税金から維持管理費用は回していないということが一つ。地元が土地を使わせてあげるから、その補償として桜地区専用の運動施設をつくってくれという形の中で進んでいったということが事の発端です。維持管理には税金は投入していない。つくるときには土地開発公社が代行でやって、市が再取得したのは平成15年ということで10年前になっていますので、このあたりはさっきも申し上げましたが、三重県が鈴鹿山麓研究学園都市をつくっていく中で地元の協力を仰ぐためにやったということがございます。桜財産区の土地を使って研究学園都市を整備するという目的のために、その代償としてやらせてもらったということは当時から議会にもきっちりとお示ししてやらせてもらったという経緯がございます。この委託に関する覚書をもって、これは桜地区の専用施設であるということにつきましては、当時議会でもお認めいただいているということでご理解を賜りたいと思います。

#### ○ 伊藤嗣也副委員長

これで終わりにしておきますが、改めて政策推進部とこれまでの経緯も含めてきちんと調整させていただきますという田代教育長の答弁について、どのような協議をされたのかお答えください。

○ 藤井政策推進部長

二つの委員会で微妙に言葉が違うということはあってはならないことでございまして、先般、私どもと教育委員会両方が協議会で説明させていただいたんですが、その後、整備についての詳細な予算立ても含めましてそのときから大きく変わりましたのは、市のスポーツ施設になった段階で、オール四日市のスポーツ施設という形で教育委員会のほうが主体的に予算化をするという考え方です。先ほど次長も申し上げましたが、夏に私どもが考えていた工事費もその分ちょっと後に送って、副委員長がおっしゃいますようにオール四日市のスポーツ施設として望ましい形で、責任を持ってやる立場のセクションで責任を持って予算化をするという形に修正したのも、そのときの教育長の言葉も受けて両部で協議をした結果だということでご理解を賜りたいと思います。

決して私どもが教育委員会にもうあとは頼むわという話じゃなくて、今までの経緯もございまして、地元の方の熱い思いもございまして、それを十分尊重した上で市として責任を持って対応させていただくということで、ぜひともご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。試算ですが税金が年間700万円前後投入されていくわけです。どうか本当に市民にとって有意義な本当にいい運動施設になるように、どうかよろしくお願いします。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 荒木美幸委員

今のやりとりで大体クリアになったんですが、1点だけ。

この整備をする駐車スペースなんですけど、何台ぐらいとめるお考えでいらっしゃるんですか。

○ 田中政策推進課課付主幹

既にある駐車場というのが75台ございます。臨時の駐車スペースなんですけれども、現

時点では、駐車場の区画を区切って駐車場として整備するというよりは、臨時にとめていただく形で考えています。ですもんで、先ほど森委員がご提案いただいたような車どめ的な意味も含め、危険のないようにという形でやってございます。ただ、スペースはかなりございますもんで、三、四十台ぐらいはちゃんととめればとめられるんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺は運営委員会さんのほうと現状の使い方無理のないような誘導の仕方というのを考えさせていただきたいと思います。

利用状況からすると、少年野球等のある日には100人を超えるというところがございすもんで、ある程度乗り合わせてきてもらったとしても30台ぐらいはあふれているのかなというふうに思っております。

#### ○ 荒木美幸委員

わかりました。安全管理をしっかりやっていただきながら、駐車場の誘導なども管理をしてくださる方が誘導するということになるわけですね。区画整理をしないということは。

#### ○ 田中政策推進課課付主幹

管理人等にもその辺を配慮していただくということがございます。あと、集まりとか大会になりますと、今まではそれを仕切っておるスポーツの部会のほうでやっていただいておりますので、そういった方々ともよくやりとりをしながら管理運営していけたらいいかなと思っております。

#### ○ 藤井政策推進部長

先ほどもいろいろご指摘いただいておりますので、受け付けをしたときにその辺についてもきっちりと紙で書いて周知をするということも含めまして、利用者の方にこんなはずではなかったというふうなことがないように、十分引き継ぎに際して今までの傾向も十分運営委員会の方に伺って、市として責任を持って対応できるようにさせていただきたいと思っております。

#### ○ 荒木美幸委員

スポーツが目的でいらっしゃる皆さんにとって駐車場でのトラブルというのは非常に大きなマイナスになりますので、その辺のところは今部長がおっしゃったようにしっかりと

取り組みをしていただければなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第8目企画費、第8款土木費第5項港湾費（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第8目企画費、第8款土木費第5項港湾費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 毛利彰男委員長

ここで休憩に入ります。再開は午前11時20分からということにしますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

11:05 休憩

---

11:20 再開

○ 毛利彰男委員長

それでは、休憩前に引き続き、総務常任委員会を再開いたします。

危機管理監の審査に入る前に、先ほどの政策推進部の補正予算議案につきまして念のため確認させていただきたいことがございます。

先ほどの政策推進部の補正予算議案につきましては、可決すべきものという結論をいただいておりますが、全体会へ送るべきものであるかどうかをお聞きしなかったんですが、全体会へ送るべきものでないというふうに判断させていただきましたが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

それでは、お待たせをいたしました。危機管理監の審査に移らせていただきたいと思います。まず、危機管理監からご挨拶をいただきたいと思います。

○ 吉川危機管理監

改めましておはようございます。本日ご審議いただく案件でございますが、議案第73号につきましては、主にかねてからご説明もさせていただいております防災行政無線の方式変更に伴う補正をお願いするものでございます。方式変更につきましては再度お願い申し上げるところでございますが、本当に準備不足といえますか、確認不足といえますか、そういったところで大変ご迷惑をかける補正をお願いするわけでございます。改めておわび

を申し上げますとともに、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第15目 防災対策費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 毛利彰男委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第15目防災対策費並びに第3条債務負担行為の補正（関係部分）についての審議をいただきます。それではご説明をお願い申し上げます。

○ 坂口危機管理室長

おはようございます。危機管理室の坂口でございます。

早速でございますが、議案第73号の歳入歳出予算の補正につきましてご説明させていただきたいと思っております。ご説明につきましては、補正予算参考資料11ページにおいて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

防災システム事業ということで、補正の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。本件につきましては、先般の議員説明会の場でご説明させていただいたとおりでございます。防災行政無線の方式をMCAから60MHz帯に変更することによりまして、整備の時期が変更するとともに、60MHz帯の実施設計の追加分を行うというものでございます。MCA無線による整備事業費の予算額の減額、それと先ほど説明させていただきました実施設計の追加に伴うところの債務負担行為の設定を行わせていただきたいということでございます。

補正額につきましては、平成25年度当初に予算化しておりました2億5650万円の整備事業費をゼロに減額をさせていただきたい。そして債務負担行為につきましては、平成26年度分の1億9200万円の整備事業費を廃止と。そして実施設計の追加分につきまして250万

円を新たに平成25年度から平成26年度の債務負担として計上させていただきたいということが概要でございます。

続きまして、12ページにそのスケジュール案について少し表にさせていただいております。今議会におきまして補正予算が承認され次第、60MHz帯の実施設計に入りたいなど。その後来年5月末日までに実施設計を終了し、できれば7月に今度は整備工事のほうの仮契約を行わせていただいて、8月定例会議会上程をさせていただき、承認をいただいた後に10月から整備工事に入りまして、平成27年9月末日をもって今事業を完了したいというような考えでございます。

本件につきましては、この整備事業費の減額と実施設計の追加分に係る債務負担の2点でございます。

続きまして、債務負担行為の補正ということで、同じく参考資料の49ページのほうをごらんいただきたいと思っております。防災気象情報提供業務委託費でございます、これも債務負担行為ということで上げさせていただいております。

本件につきましては、四日市市に特化した各気象情報を職員を対象といたしまして意思決定の支援情報の提供、さらに市民に対しましては、市のホームページを通じまして情報を提供するというシステムでございます。なお、本件は市民を対象とした情報提供のシステムでございますので、一定の期間を継続した形でやることによって情報提供における市民に対する利便性の向上につながるということから、契約期間を3年として債務負担行為を設定させていただきたいと考えております。

今まで市のホームページでは市の防災情報システムの定点、決まった位置での雨量、水位を見ることができましたが、今回はこの定点での測定に加えまして、気象情報ということで、この中段の左側に少し一例を挙げさせていただいておりますようなピンポイント天気、雨雲の様子、雨量の予想、台風情報、こういうものを一括してホームページから見るができるような方式にさせていただきたいということでございまして、債務負担といたしまして、限度額1280万円で、期間としましては平成25年度から平成28年度までということでございます。従前は、ホームページで知らせる部分と、この情報提供ということで分かれていたものを合体したような形に変更するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様からご質疑がございましたらご発言を願います。

○ 森 康哲委員

災害情報についてホームページ上で見られるシステムを導入するという事なんですけれども、今まで提供していただいているやつとどこがどう変わるのか、もう少し詳しく教えてほしいんですけれども。例えば時間的にどうなのか。リアルタイムで今までよりも早く情報が伝わるのかどうかとか、また、より詳しくなる部分があれば教えていただきたいんですけれども。

○ 坂口危機管理室長

1点目の防災情報につきましては、現在市のホームページでのぞける情報でございます、これはそのままでございます。

ただ、このホームページに追加される部分としましては、現在は職員等に配信しております気象情報が追加されるということでございまして、特に追加される部分といたしましては、少し話をさせていただきました四日市市に特化したピンポイントの天気、今後の雨量情報、雲の流れというもの、それと警報等の気象情報、台風の情報、あとは市の職員に対する水防体制とかそういうことで、今までの支援の情報を提供していただけるということです。

市民の皆様に対しましては、今先ほど言いましたピンポイント気象状況を一つのアイコンから見る事ができると。今までは防災情報だけを市のホームページからのぞき、気象情報については気象庁とかのホームページをのぞきに行かなければわからなかったというのが、一遍に一つのアイコンの中から続けて見ていけるというような形になります。

○ 森 康哲委員

独自のホームページをつくるのか、他のページへのリンクを張るだけなのかの確認なんですけど。

○ 内系危機管理室室付主幹

四日市独自のページを設けまして、そこから四日市だけの情報が見えるといった形のものを用意しようという形で考えております。

○ 森 康哲委員

じゃ、国土交通省が出している川の防災情報、これはいろんな川の水位とか雨量がリアルタイムで見られるようになっているんですけども、それと同等、それ以上の情報が四日市のホームページ上で見るができるということによろしいでしょうか。

○ 内系危機管理室室付主幹

今おっしゃられました川の防災情報とかいうのは、国土交通省の独自のシステムにあるんですが、そういったような部分については場合によってはリンクということも考えてはおるんですが、先ほど室長が言いましたように、気象の関係の情報については独自に気象会社から提供を受けたものを載せていくといったことを考えております。

○ 森 康哲委員

四日市市独自の防災メールなんかは、タイムラグがあって、三重県の防災メールより情報がワンテンポおくれるということがあるんですけども、この気象庁の情報自体は県や国が出しているタイミングと同時に情報が見られるのか、おくれるのか、その辺を確認したいです。

○ 坂口危機管理室長

情報スピードにつきましてはほぼ同時間でこちらのほうに反映できるということがございます。

○ 森 康哲委員

ほぼ同時ということなんですけれども、防災メールの場合は、前も確認したんですけども、県が発表したのを受けて、一旦四日市市独自でつくりかえて配信するからタイムラグがあるんだというふうな説明があったんです。

そうすると、気象庁からのデータをもとに四日市市独自でつくりかえるとどうしてもタ

イムラグが出ると思うんですけれども、その辺についてももう一回確認したいんですが。

#### ○ 内系危機管理室室付主幹

昨年までは確かに四日市市あんしん防災ネットという形での防災メールにおいて、気象庁から受けた四日市市に出された警報を市のほうから打ちかえて送るという形で、どうしても時間差が出るといったことがあったんですが、ことしはシステムのほうを新しくしまして、基本的には今年度、ことしは警報は余り出ていないんですけれども、警報が出たと同時にメールを配信できるような形にシステム改修をしております。携帯会社によって時間差が少しあるんですが、ほぼ同時か、若干早く来る場合も今はあるといったようなシステム改修のほうを行っております。

#### ○ 森 康哲委員

やっぱりタイムラグがないというのがシステムを変える一番のメリットになってくると、正確な情報をいち早くとれるようにすることが市民の安全につながっていると思うので、ぜひその辺は重要と思いますので押さえておいていただきたいと思います。

それと、3年間の費用なんですけれども、10万円安くなると。二つのシステムを一つに合理化することによって10万円安くなって、なおかつバージョンアップするということで、大変いいことかなと思うんですけれども、以前も問題になっていたと思うんですけれども、もともとのデータの信憑性が、例えば夜中の川の水位に関しても、実際に雨が降って上がっているのにもかかわらずデータ上は何も変わっていなかった、更新がされていないということがあったんですけれども、その辺は今回のシステムでは大丈夫なんですか。

#### ○ 坂口危機管理室長

水位の情報等につきましても、定期的な保守点検等も実施しながら、以前の指摘もございまして、実際に現地に職員を現地へ派遣して確認もさせていただいたところがございます。現状におきましてはそのようなことがないようになっておるといふふうに思っております。

ただ、機械でございますので、随時点検等もやり、また何かふぐあいが出れば即修理し、職員が確認するという体制はとっていきたいというふうに考えております。

## ○ 森 康哲委員

消防本部や消防分団なんかが目視して、随時情報も入ってくると思います。ぜひ機械だけに頼らず、そういうのを総合的に勘案して情報発信につなげて行ってほしいと思いますので、要望しておきます。

## ○ 石川勝彦委員

防災気象情報提供業務委託ということですが、ご承知のように四日市は非常に広い範囲にわたっておりますので、気象状況が7区分に分かれるんですよね。例えば三滝川の場合は、鈴鹿の雲母峰が一つの目安になるんですが、あそこの雨量がはっきりわかっていないと、矢合川、三滝川の増水というのは非常に想像に絶するような状況になってくる。これからゲリラ豪雨ということで、最近までは時間当たり30mm、50mmだったんですが、100mmというようなことになりますと、もう決壊どころか氾濫ということになりますよね。

こういうことから、先ほどご説明がありましたけれども、市民が災害から命を守るためということで、業務委託ということはお任せするわけですよね。だけれども、お任せしておるから市に責任はないよというようなわけにはいかないと思うんですね。だから、提供を受ける情報の一例として雨量観測情報、あるいは今後の雨予想、この辺のところは非常に重大に重要な項目として取り上げていただかなくちゃいかんわけですよね。

そういったことで、情報が四日市に特化しておるといっても地域によって違うということですね。だから、こういった情報、予想が十分機能するのか、委託するだけのかがあるのか、しっかりと委託を重く受けとめていただかないといけない。委託する立場の市としても、あるいは委託を受ける立場のものもその辺を重く受けとめていかなくちゃならん。そうでないと、市民が災害から命を守る、本市が防災業務を行う上で必要となるというようなことはかなえることはできないような状況になってきてしまう可能性だってあるわけですよね。

だから、1280万円というのが3年で安いのか高いのかわかりませんが、やはり費用対効果という面から、業務委託の重みをしっかりと受けとめて、少なければ多くしなくちゃいけないし、多ければ減らすということもあるでしょうけれども、シビアな数値の精査をしていただきながら方向づけをしっかりとしていただきたいと思うんですが、その辺のところについてどのようにお考えですか。

## ○ 坂口危機管理室長

業務委託ということで市の責任という部分についてご質問いただきました。これはあくまで我々としましては気象情報の支援情報をとるということでありまして、自分らの目で確認しなくちゃいけないところは職員目で確認し、今おっしゃられたように市域が広い中で、特にこの情報の中で上流、下流の関係、こういうものを考え合せた中で必要な措置、これは避難指示とか避難勧告とか、そういうことにつながると思いますので、この相手方の業者に対しましても、市民の安全というのを十分肝に銘じた中で支援情報、これは数字だけではなく、電話等でも聞き取りができますので、そういうところも確認しながら四日市の雨量、豪雨、こういうものに対する安全対策を十分深めていきたいと考えているところでございます。

## ○ 石川勝彦委員

最近のメディアではそれなりの的確な報道がなされていますけれども、一番大事なのは、地球温暖化ということになると、海面の水温の上昇というものがかなり大きな影響を及ぼしているわけですね。だから、台風があるとき突然に発生して、そしてあっという間に黒潮に乗る、あるいは本土に上陸すると。上陸しても弱まるんじゃなくて強まるという可能性だって近年ありますよね。それから、ゲリラ豪雨、竜巻等の余り今まで経験したことのないことが近年非常に多発しています。昨年よりも去年、去年よりもことし、ことしよりも来年のほうがもっともっとふえる可能性はあるわけですね。

そういう意味から、これはいいかげんな形で業務委託しておってはいかんし、危機管理室自体がその辺の情報をしっかり、一つ先に情報をとっていただく必要がありますね。また、市民もテレビだけでは安心できない時代です。だから、市民に徹底するということ、この辺のところを、専用のホームページ云々と言いますが、ホームページを見られる人はよろしいけれども、見られない人、見る機会が少ない人、あるいは見ない人、いろいろあると思いますね。鬼の首を取ったみたいにホームページだったらもうこれで全てだというふうなお考えでおられると、これはせつかく業務委託していただいてもざるに水になるんじゃないかと思うんですよね。

そういう点から、非常にシビアな取り組みが必要だと思いますが、その辺のところについて改めてお聞きします。

## ○ 坂口危機管理室長

先ほど委員のほうから、自然災害のますますの大規模化というようなことで、情報の先取り、またパソコン等を使われない方々への広報というようなことでご指摘があったかと思いますが、我々といたしましても先ほどの指摘を十分心の中にたたき込んで、この情報だけが情報であるということではなくて、携帯電話、メディア、防災行政無線、こういううちの持っているツールを幅広く使いながら、幅広い市民への災害情報を伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

## ○ 石川勝彦委員

ウェザーニュースというのがありますよね。このウェザーニュースに逆探知するというか、さらにもう少し詳しく知りたいというならば、ウェザーニュースのほうからより詳しい情報というのが流れてくるはずだと思うんですが、その辺のところを市民にどう周知していくかというところが大きな課題だと思うんですが、その辺のところについてはどのようにお考えですか。

## ○ 坂口危機管理室長

ウェザーニュースから幅広い情報が入ってくるということで、先ほど説明させていただきましたように、電話等で情報収集ということもやらせていただいております。この中で、全て知ったことを市民に広く伝えるというのは非常に難しいところもあろうかと思いますが、その中で市民が必要であるという情報をきちっと区分わけをしながら、市民の皆さんへ情報を知らせていく必要があると考えております。

## ○ 石川勝彦委員

最後にしますけれども、最近、その前の被害状況を引き合いに出して、今度の台風はさらに大きいから大変だよというような情報が流されることによって、オオカミ少年じゃないけれども、逆に結果的に何だということもあるわけですよ。何だと言って、それでそのときは済むんですが、しかし、その情報をまともに受けられないような状況になっていくような情報の発信の仕方になってしまっているといけないので、この辺、非常に難しいと思うんですよ。

これはなかなか気象予報士だって難しいところがあります。キャリアのある気象予報士

の場合は的確に捉えられますが、若い気象予報士では無理があります。その辺のところ、皆さんはそういうライセンスを持っておられるわけではないですから、しっかりとその辺の情報を正しい判断のできる気象予報士から判断をとっていただいて市民に周知していただくようお願いしておきたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

○ 中村久雄委員

同じ事業についてですが、今回、四日市のホームページ上で一元化してこれだけの情報が見られるということは非常に市民の、特に防災リーダーの方なんかは有効に活用できるかなというふうに思います。確認したいのは、河川の水位ですけれども、これ、今までは1級河川と2級河川とは違うページで拾ってこなくちゃだめだったんですね。それが一元化してそこで見られるのか。鈴鹿川と鹿化川について同じページから飛んでいけるのか。また、川の上流の方、例えば亀山市内の部分までこのページで見られるのかということを確認したいんですけれども。

○ 内糸危機管理室室付主幹

今は1級河川であれば川の防災情報で見るとか、2級河川以下であれば、市のホームページもしくは県のほうのホームページ等で確認できるという状況になっております。

今考えておりますのは、市内を走る2級河川につきましては、一つのホームページのほうで見てもらえる形にすると。1級河川につきましては、内部川、鈴鹿川については、市独自で情報をとっておるもの、また、県のほうから情報提供を受けておるものにつきましては同じ画面のほうで見られるといった形ではさせていただけると思っております。

ただし、上流であるとか、国土交通省独自の定点観測につきましては、先ほども言いましたけれども、リンク等で対応させていただくのかといったようなことはまた今度検討していきたいというふうに考えております。

○ 中村久雄委員

鈴鹿川や鹿化川が同じところで見られるようにはすると。1級河川、2級河川にかかわ

らず。ただ、上流の市外へ出たところの情報はもう国土交通省ページをリンクするくらいしかできないという理解でいいですかね。

○ 内糸危機管理室室付主幹

鈴鹿川だけに話をしますと、基本的には定点観測をするところが高岡であったりとか、内部川では河原田というところがあるんですが、特に高岡ですと市外になってきますので、そこで水位を判断するといったこともありますので、基本的には国土交通省のページへのリンクを使わせていただくといった形になるというふうに考えております。

○ 中村久雄委員

リンクを張っておけば、そこへ行けばいいんですからいいかと思います。なかなかそこまで一つのホームページの中で比べて見るのは難しいのかなと理解します。わかりました。

次ですが、電話での問い合わせというのはどういうことですか。河川事務所の電話番号が書いてあるとか、そういうことなんですかね。

○ 坂口危機管理室長

これについては、あと何時間ぐらいで時間当たり30mmの雨雲が近づいてきますよとかいうようなことを、画面だけではなくて、事前に連絡いただくと。今現在契約しているところもそうなんですが、ウェザーニュースのほうから電話連絡を入れていただける場合がありますし、我々のほうから電話を入れて、今の気象状況から判断して今後どのような雨がいつごろまで続くんだというようなことを直接確認させていただくようなことになっております。それも支援情報という形で聞き取るということですね。

○ 中村久雄委員

それはホームページ上から一市民が問い合わせできるということではなくてと。

○ 坂口危機管理室長

これにつきましては職員からということになっております。

○ 中村久雄委員

理解しました。ぜひお願いなんですけれども、ゲリラ豪雨等が頻発する中で、一般メディアの情報とタイムラグが生じるのが公共交通機関の運行情報なんです。実際にはとまっているんだけど、なかなかメディアの情報ではその発信ができていないところがあるかと思うんですけれども、その辺を何かタイムリーに、例えばホームページを見たら公共交通機関の運行情報もタイムリーに提供できるようにはならないですかね。

○ 坂口危機管理室長

公共交通機関については、その会社のホームページをのぞけば今現在どこからどこまで停止しておるといのは出ていますし、うちのほうでも各公共交通機関等の状況を災害対策本部のほうで確認させていただきまして、それをメディア等に記者発表というような形で発表させていただいておるといところでございます。

○ 中村久雄委員

昨年も1時間ぐらいのずれがあったんです。現地でとまっているのに情報が流れていないとかがあるかと思うんですけれども、その辺も市のホームページで見られるようになったら、市民は本当に便利だなと。ふだんでも夕刻なんかは家族の送り迎えとかありますから便利かなと思うので、ぜひその辺の検討もしていただきたいなと思います。

○ 坂口危機管理室長

我々も公共交通機関との情報のやりとり、これもより密に行うとともに、また関係部局とも協議を行いながら早い段階に的確な情報提供というふうに今後努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○ 中村久雄委員

よろしく申し上げます。

続けて防災システム事業のほうにいきますけれども、南海トラフを震源とする地震及び巨大津波は非常に市民の心配されるところで、そこで一番大事なのが情報を早く知ることですので、非常にこの事業に期待をしておったわけなんですけれども、今回おくれてくるという中で、本当にしっかりやってほしいなという思いであります。これはもう1年お

くれてきたわけですが、もういつ起こっても不思議じゃない状況だということは肝に銘じていただきたいということと、大切な税金を使ってやるわけですけれども、このMCA方式による整備事業の中で実施設計とかをやっておるんですよね。その中で使った経費は全く無駄になったと言えると思うんですけれども、今までこのMCA方式で動いてきた中で実際に使ったお金があると思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○ 坂口危機管理室長

このMCA方式における実施設計では四百数万円の金額を使用させていただいていたところでございます。今回の実施設計に関しましては、その実施設計は全く無駄ということではなくて、ある程度、ポールの位置やスピーカーの方向、こういうものについてはほとんど変わらないので、今回の実施設計というのは、前にMCAでやったやつにプラスアルファさせていただいて実施設計を持っていくという考え方でございます。特に伝搬調査、これは基地局が変わりますので、これだけは必ずやらなければならないというところがございます。

○ 中村久雄委員

本当に市民が求めている情報を早くというところですから、しっかりやっていただきたいというのと、このスケジュールというのはもうこれが精いっぱいなんでしょうけれども、本当に求められていることですから、よろしくお願ひしたいなと思います。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がありましたらご発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第15目防災対策費並びに第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第15目防災対策費並びに第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 毛利彰男委員長

これについて全体会へ送るべきとの意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ないということですので、全体会には送れません。

お昼になりましたので、残りの部分については午後からということにさせていただきます。再開は午後1時からとさせていただきます。

11：59 休憩

---

13：01 再開

○ 毛利彰男委員長

それでは総務常任委員会を再開いたします。

議案第139号 動産の取得について 一緊急告知ラジオ一

○ 毛利彰男委員長

ただいまより総務常任委員会議案第139号動産の取得について、緊急告知ラジオについてご審議をいただきます。

ご説明を求めます。

○ 坂口危機管理室長

それでは、議案第139号動産取得についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、提出議案参考資料17ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、緊急告知ラジオの取得ということでございまして、皆様ご存じのとおり、自力で避難が困難な災害時要援護者と言われる方々、それとその要援護者を支援していただく方々に対しまして災害情報を迅速に伝達できる緊急告知ラジオを無償貸与するというものでございます。

このラジオにつきましては、エフエム三重が起動局となり自動的に起動をかけ、必要な緊急の告知放送を行って、それを受信していただくというようなシステムになっております。なお、この起動局はエフエム三重ではございますけれども、地域の災害情報などを入手するためにワンタッチボタンによりましてエフエムよっかいち等の他局の放送を聞くことも可能でございます。

これを1万5000台購入をさせていただくということでございまして、取得価格につきましては7245万円、1台当たり税込みで4830円という金額でございます。取得の相手先につきましては教育産業株式会社三重営業所で、契約の方法については指名競争入札によるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

説明は以上のとおりでございます。

委員の皆様方よりご質疑を承ります。

○ 荒木美幸委員

このラジオにつきまして、議案聴取会の際の説明では納期が3月20日で配るのがそれ以降になるというお話があったかと思うんですけども、市民の方々としては、予算が公表された時点から非常に楽しみにしていまして、かなり地元などからもいつになるのかというような声を聞いたんですね。なので、スケジュール的にこのスケジュールじゃなければいけなかったのか、もう少し前倒しをして少しでも早くお配りすることができなかったのか、その辺についてお聞かせをいただけませんかでしょうか。

○ 坂口危機管理室長

委員のほうからご意見がございましたように、できればもう少し早くやればよかったんですけども、いろいろと起動局の関係とかでの打ち合わせや、入札ということでございますので、詳細な仕様を検討した中で、今の時点となってしまったわけでございます。本当にもう少し早くできればよかったのかなと考えておりますけれども、我々としましては、いろいろ他の関係機関との打ち合わせ等を行った中でこの時期になってしまいましたことにつきましてはまことに申しわけございません。

○ 荒木美幸委員

3月20日ぐらいが納期だということですが、それ以上おくれるということはないのでしょうか。大丈夫でしょうか。

○ 坂口危機管理室長

日にちにつきましては、契約段階で納期期限を3月20日ということで切っておりますので、それ以降になることはない。この納入期限は必ず守ってもらうということで業者には言っています。

○ 荒木美幸委員

皆様非常に楽しみにしていまして、やはり速やかにお配りをいただいて、市民の方のもとに届けていただきたいなというふうに思います。

もう一点お聞きしたいんですが、議案聴取会の際に2社の中から検討した結果エレコム製になったという説明があったかと思うんですけども、どうしてそうなったかというのを教えていただくことはできますでしょうか。

○ 駒田危機管理監付政策推進監

同等品というようなことで入札にかけさせていただきまして、入札の結果エレコム社というふうなことになる次第でございます。

○ 荒木美幸委員

そうすると、機能的にはほとんど違いがないという認識でよろしいんですか。

○ 駒田危機管理監付政策推進監

入札にかけました仕様書におきまして性能的には変わりがないというふうに判断をさせていただいた次第でございます。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 竹野兼主委員

無償貸与ということですが、管理責任というのはどうなっているのか。それと、こういう機器なので、どれぐらいの年数がもつものなのか。今後のこの事業の継続性という部分のところも含めて、どのような形で考えられているのかだけ教えていただけますか。

○ 坂口危機管理室長

無償貸与ということですが、台帳管理をさせていただきまして、いつ誰に何番の告知ラジオを貸与したというようなことで記録させていただいて、万が一途中で不都合ができましたら修理または交換というような形で、台帳管理をもって継続的な運用を図っていきたいと考えております。

○ 竹野兼主委員

ということは、これから高齢者もふえてくるので、足りない場合には再度買いますというようなことも含めて事業を継続させていくということによろしいですね。

○ 坂口危機管理室長

災害時に支援が必要な方々に対して貸与するというところでございますので、対象人員がふえればそれに対応していきたいと考えております。

○ 竹野兼主委員

ちなみに1万5000台というのは現状では余裕のある数なんですか。要するに、在庫という形で持つという状況なのか、それとも1万5000台全てを貸し出すという状況になるのでしょうか。

○ 坂口危機管理室長

詳細な数字は年々、毎月毎月変わっていくという状況もございますが、現段階では1万5000台で余裕があるとは考えておりません。災害時要援護者プラス支援者ということで、余裕を幾つか残すということは考えておりません。

○ 竹野兼主委員

それだけの需要があるということですが、1万5000台買うということで金額としては非常に安価に抑えられていると思うんですけども、さっき言った耐用年数も含めて、買い増しという状況になればもう少し費用がかかると思うんですが、今後も事業は継続していくということなので、その辺のところも考慮されているということによろしいですね。

○ 坂口危機管理室長

先ほど委員が言われたとおり、今後必要に応じて買い増しも考えていかなければならぬと考えております。

○ 竹野兼主委員

荒木委員も言われているように、高齢者の方が安心できるというところでは重要だと思

いますので、しっかりと継続して行っていただきたいと要望しておきます。

#### ○ 森 康哲委員

具体的にラジオをお渡しする人は、民生委員児童委員さんや自主防災隊の防災隊長さんや自治会長さんだと聞いているんですけども、そのほかに、例えば消防団員とかは入っているのでしょうか。

#### ○ 坂口危機管理室長

現段階では、説明させていただいたとおり支援者としましては、自治会長、自主防災隊の隊長及び民生委員児童委員という形で考えているところでございます。

#### ○ 森 康哲委員

前にも言ったと思うんですけども、消防団員については、有事の際に団員には連絡が入るんです。だけど、その家族には入らないんですね。消防団員は自分の家を放って出てこなあかんのですわ。その家族に情報が入るようにラジオの対応をお願いしたいということをお願いしたと思うんですけども、その辺は全然考慮されていなかったんですかね。

#### ○ 吉川危機管理監

以前、委員のほうからご指摘もいただきまして、検討もさせていただいたところでございますけれども、団員の方をご心配いただく、後方で支援をいただくのはそのご家族というところがありますので、その辺は継続で検討させていただきたいと思っています。消防団の関係でございまして、消防本部とも十分協議をし、結論は検討結果としてまた十分反映させていただくようにしたいと思います。

#### ○ 森 康哲委員

消防団の関係と言われましたが、消防団員の家族用にですよ。消防団員に渡すわけじゃないんだからね。その辺をご理解いただきたいと思います。

続けてラジオの仕様に関してなんですけれども、エフエムよっかいちからエフエム三重へ起動局が変わったということでの弊害があると思うんですけども。起動局がエフエムよっかいちならそのままエフエムよっかいちが聞けると思うんですが、今、ご説明いただ

いたようにワンタッチ操作が要るわけですね。これ、ワンタッチ操作が要らない仕様のラジオというのはなかったのでしょうか。

○ 坂口危機管理室長

最初に聞くことができるのはやはり起動をかけたところのラジオ局の放送となります。

○ 森 康哲委員

ほかの会社のラジオも皆同じ仕様だということですね。

○ 内糸危機管理室室付主幹

基本的には起動局は一つといった形で聞いております。

○ 森 康哲委員

例えば地震が起きてから起動する場合もあるわけですね。地震が起きて津波が来る情報を流す場合、大きな地震だとラジオが置いてあるところから落ちて手が届かないところに行ってしまう場合もありますよね。その際にはなかなかスイッチ操作というのは難しいんじゃないかなと思うんですが、そういうことを想定するとやはり起動局はエフエムよっかいちがふさわしいと思うんですね。

今回はエフエムよっかいちの電波が届かない不感地帯があるということで、エフエム三重で考えているということなんですが、電波が入るよう強化をした場合に起動局を変更する予定はあるのでしょうか。

○ 坂口危機管理室長

エフエムよっかいちのほうで電波強化ということで、四日市市管内全てに確実に電波が届くということになれば再度検討できると考えております。

○ 森 康哲委員

エフエムよっかいちに起動局が変わった場合にこのラジオは使えるのでしょうか。

○ 駒田危機管理監付政策推進監

恐らく使用は不可能ということになるかと思えます。ですので、もしそういったことになりました場合は、貸与というふうなこともございますので、その機械をどうするかというふうなことはその前の段階で検討すべき事項かというふうに考えます。

○ 森 康哲委員

現状だけで判断するのではなくて、今後のエフエムよっかいちさんの整備計画をお聞きした上で判断したことだと思んですが、もう一度お聞きしますけれども、現状エフエムよっかいちとしては不感地帯の解消に投資をすることはないのでしょうかね。

○ 坂口危機管理室長

我々が聞き取りを行ったところでは、不感地帯解消に向けて中継局を整備するとかの計画は現在はないと聞き及んでおります。

○ 森 康哲委員

それはいつの時点でしょうか。

○ 坂口危機管理室長

記憶でございますけれども、昨年度の終わりごろだと思っております。

○ 吉川危機管理監

ちょっと補足させていただきます。

不感地帯についての対応については当初から申し出もし、協議もしてきたわけですが、そういう努力はできないというふうなお話がありました。

ただ、そうしますとエフエム三重を選ぶ以外にないよという形でやりとりをする中で、それから少し後になりまして、起動局の決定後、かなり後になりましてからそういう努力をしてみたいというお話がありました。ただ、具体的にこういう計画でとか、あるいはいつからこういうふうにやりたいということは伺っておりません。あくまでも今の段階ではそういう努力に向けて計画をこれから検討されるのかなというふうな段階でございます。

○ 森 康哲委員

危機管理室長の答弁と危機管理監の答弁が少し違う面があるので、もう一度確認しますが、今後整備するつもりはあると判断していいということでしょうか。

○ 吉川危機管理監

明確に今後整備をするというふうなところまで確認はしておりません。ただ、今後そういう計画があるかどうかということは、そういう対応がいつの時点でとれるかということも含めて、今後においても十分確認もしたいと考えています。やはり一番身近な情報源になりますので、我々もエフエムよっかいちが活用できれば一番幸いなわけですので、その辺は今後も十分情報を取りながら、努力がいただけるのであれば努力をしていただく方向へ、こちらからも申し出もして、調整もしていきたいと思います。

○ 森 康哲委員

今の危機管理監の答弁だと、この入札の仕様が決定された後すぐということだったのですが、この委員会に臨むに当たって直近の情報として確認はされていないんですか。

○ 吉川危機管理監

直近といいますか、情報源として明確に確認はとっておりませんが、ただ、はっきりしたところからの話でございましたので、まだそういう具体的な計画としてはないということは確認しております。

○ 森 康哲委員

委員長、これはちょっと重要なことだと思うので、一度休憩をとっていただいて確認をしていただくことはできるでしょうか。

○ 毛利彰男委員長

休憩をとれば確認はできますか。

○ 吉川危機管理監

早急に確認いたします。

○ 毛利彰男委員長

どなたか確認に行ってもらえますかな。責任のある方に。

それじゃ、この件につきましては質疑の途中でございますが、一旦中断します。

13:23 休憩

---

13:45 再開

○ 毛利彰男委員長

総務常任委員会を再開します。

森委員さんからの質疑の途中でございますが、議案第139号動産の取得について、他に  
ご質問、ご質疑があれば承りたいと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっと確認なんですけど、災害時要援護者に貸与されるということですね。たまたま、私、ある障害のある方にお会いしたんですが、このことを全く知らなかったんですよ。私が心配しておるのは、漏れておる方がいるんじゃないのかということです。つまり、健康福祉部のほうで高齢者であったり障害のある方、また難病の方も把握されていらっしゃると思うんですが、地域でひっそり暮らされている方もいらっしゃると思うんです。この災害時要援護者の方の住所とかお名前を個人情報とかいうことで非常にデリケートに扱っている地域もあると聞き及んでおります。どうかその辺、危機管理室としてどのようなお考えなのかお聞かせいただきたい。

○ 坂口危機管理室長

対象者につきましては、健康福祉部のほうで台帳等、データを持っておりますので、それをもとに同意を得て、その後台帳登録というようにさせていただいておりますので、健康福祉部のほうでデータということで、そこから漏れていることはないと考えております。同意等も必要でございますので、同意を地域でとっていただくという形になっております。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしますと、災害時要援護者のベースとなるデータはお持ちであるということですね。そのデータをもとに行政側から各地域に——民生委員児童委員さんか自治会長さんかわかりませんが——本人の同意をとっていただくという働きかけを行った結果のデータであるということですか。

○ 坂口危機管理室長

おっしゃるとおり、民生委員児童委員の方々に同意をとっていただいて、同意を得られた方に対して地域で、65歳以上でも元気な方もおみえになりますので、その方は同意は一応とりに行きますけれども、台帳に必ず登録するかというとそうではなく、データの中には入っているけれども台帳登録まではしないという方もおみえになるということでございます。ただ年齢が65歳以上だからということではないということでございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

このぐらいにしますが、私、特にネックになってくるのは障害のある方だと思うんですよ。ご高齢の方は元気な方もいらっしゃる。ただ、障害のある方について、やはりご本人にどういう形で同意を得たのか。例えばこのような写真とか、いろんな説明の資料を渡したのか、口頭だけなのか、またご家族の方に話をされたのかと。やっぱりいろいろあると思うんですよ。だから障害者の方というのはやはりいろんな状況があるので、ぜひなるだけ抜け落ちが少ないようにどうかよろしくお願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ないようですので、ここで一旦休憩に入りたいと思います。再開は後ほどご連絡を申し上げます。

○ 毛利彰男委員長

総務常任委員会を再開いたします。

議案第139号の審査継続中でございますが、先ほど森委員より出ました質問について留保しておりますが、調査を終えていただいたところでございます。

エフエムよっかいちの不感地域の解消の見通し、あるいは解消後の告知ラジオの対応についてというテーマだったというふうに思いますが、調査をいただきましたので、ご報告をいただきたいと思えます。

○ 駒田危機管理監付政策推進監

エフエムよっかいちの今後、難聴エリアに対する対策ということでございますけれども、まず1点目、コミュニティFM局に認可されております20Wという上限、これは超えることができません。現在、自社の電波の受信エリアがどうであるかということは5年に一度の認可のやりかえのときのみ調査をされるというふうなことでございましたが、これについてはその5年に一度というような機会を待たずに一度自社で調査をするというふうなことで、これは検討の可能性があるというふうなことでございました。また、続きまして、その調査の結果を受け、中継局なりを建てる場所等については、ここまでは自社で検討することが可能かというふうなところでございました。

ただし、これにつきましての取り組みといたしましては、現在資金的に余裕もないことから、これについて自社のみで着手をするということは極めて困難な状況ということでございまして、この結果は8月定例会議で話をさせていただきました状況と変わるところがございませんことをご報告申し上げます。

○ 吉川危機管理監

お聞き及びのとおりで、不感地域の解消というのはできないというふうな状況でございます。私、ちょっと勘違いをしたのか、踏み込んで申し上げましたけれども、大変恐縮でございました。申しわけございません。

○ 森 康哲委員

今ご報告いただいたように、エフエムよっかいちでの起動というのはかなり難しい状況であるというのが確認されましたので、このラジオはエフエム三重で起動するというやり方で問題はないかと思うんですが、やはり最初私が申し上げたとおり、エフエム三重というのはどうしても三重県全体の情報が流れてしまう。そうすると四日市独自の情報というのはなかなか入手しづらい。ベストはエフエムよっかいちだと思うので、やはりそこへの支援も含めた体制も今後考えていく必要があるのかなと。何年後になるかわかりませんが、防災ラジオが普及して活用が確立した時点で、もう一度立ち止まって考える必要があるのかなと思いますので、これも要望にとどめたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

要望ということで取り計らせていただきます。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第139号動産の取得について、緊急告知ラジオにつきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第139号 動産の取得について一緊急告知ラジオーについて、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

ここで理事者を入れかえます。ご苦労さまでした。

それではただいまより総務部の審査に入ります。まず、部長よりご挨拶をいただきます。

○ 秦総務部長

総務部でございます。よろしくお願い申し上げます。

今回お願いをしております案件につきましては、予算議案といたしまして、一般会計及び特別会計の人件費補正に関する件並びに行政事務用パソコンの更新に伴います関連経費の補正をお願いしております。

それと、所管事務調査といたしまして人権関係の審議会等の実施報告をあわせてさせていただきますというふうに思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございます。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費～歳出第10款 教育費（人件費補正分）

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

第9目 計算記録管理費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第74号 平成24年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費

補正分)

議案第75号 平成24年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)

議案第76号 平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)

## ○ 毛利彰男委員長

それでは、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第4号)のうち第1条歳入歳出予算の補正歳出第1款議会費ないし第10款教育費(人件費補正部分)、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費(関係部分、第9目計算記録管理費、第3条債務負担行為の補正(関係部分)、議案第74号平成25年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)、議案第75号平成25年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)及び議案第76号平成25年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)につきまして一括説明をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

## ○ 室町人事課長

私のほうからは、議案第73号の歳出第1款議会費から第10款教育費までの人件費補正部分、議案第74号、議案第75号及び議案第76号に係ります人件費補正部分について相互に関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。人件費は各課に分かれている関係で、補正予算書では26ページから130ページにわたり記載がございますが、ご説明は11月補正予算参考資料を使って説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

補正予算参考資料の1ページ、人件費補正の概要をごらんいただきたいと思ひます。左から3番目の列の補正の額の欄が今回補正をお願ひする額でございます、単位は千円となっております。

補正の主な理由といたしましては、2ページに記載をしておりますが、まず1点目が、4月1日付で定期人事異動を行います、予算をご審議いただきました積算人数と実際の配置数にどうしてもずれが生じてしまいますことから、補正をお願ひするものでございます。具体的には、当初予算策定期と人事異動の結果を受けまして、実際に配置した職員数の差ですとか、職員間の入れかわりによります給料額の差などが影響してまいります。

積算と配置の差という点におきましては、まず、正規の職員ですと、今年度当初複数の獣医師を確保しようとしておりましたが、今回はちょっとうまく確保できず若干欠員が生じたことですか、年度に入りました途中で退職者が出てしまったようなことが人員減の要因となつてございます。そのほか、括弧書きでお示ししておりますが、再任用職員の減につきましては、定年退職者から我々が想定しました再任用職員の数と実際に再任用職員となった数にどうしてもずれが出てしまいましたことですか、再任用職員が任期途中でやめてしまったというようなことなどで、一般職員給では減額という形であられております。これらの要因で約1億2600万円の減額となっております。

続いて2点目ですけれども、育児休業などを取得した場合は無給になりますが、その減額などにつきまして、当初予算のときにはどここの誰などを見込むことが難しい事項につきまして補正をお願いするものでございます。この育児休業につきましては合計で115月分ございまして、1年間無給となる職員として換算いたしますと、おおむね9名分で約5500万円相当となっております。

それから3点目は共済組合の追加費用の減額でございます。この追加費用とは地方公務員が昭和37年に従来の恩給制度から共済年金制度へ切りかわるまでの間、その間に在職していた期間につきましては共済年金に加入していたものとみなして、その財源を自治体が負担するものでございます。その負担率が下がったということによる影響で約8100万円減額ということでございます。この減額の率は、記載させていただいておりますが1000分の55.9から1000分の45.3ということでございます。

これらの補正の総額でございますが、一般会計で約2億4500万円、特別会計の合計で約1600万円、合計約2億6200万円の減額をお願いするものでございます。参考といたしまして、3、4ページに支出内容別の内訳を参考資料としてつけさせていただいております。

引き続きまして、歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の関係部分といたしまして臨時職員の賃金の補正をお願いするものでございます。補正予算書は26ページから27ページでございますが、こちらも補正予算参考資料をごらんいただきたいと思いますと思います。7ページでございます。

ここでは、育休や病休の代替で任用する臨時職員ですとか、団塊世代の再任用職員が任期満了となってまいります、これらのサービスの低下を防ぐために賃金にて任用した者などのケースで、結果としまして今回は当初見込みを9名分上回る見込みとなりましたため、増額補正をお願いするものでございます。この賃金につきましても、欠員代替など配

置の影響を受けるものでございまして正確な見込みがなかなかつけにくいものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

## ○ 富田 I T 推進課長

続きまして第9目計算記録管理費及び第3条債務負担行為の補正についてご説明させていただきます。資料につきましては、今ごらんの補正予算参考資料の9、10ページでございます。

まず、10ページのOS更新に伴う行政事務パソコン等のリースのほうから説明をさせていただきます。

現在、行政事務用として使っていますパソコンのOS、オペレーティングシステムにつきましてはウィンドウズXPを使っております。こちらのほうは平成26年4月9日にサポートが終了するというので、これ以降に新たなセキュリティー上の問題が発見された場合でもセキュリティー更新プログラムが提供されないということで、セキュリティー上の脆弱性が危惧されています。

現在運用しています基幹系のシステムであります住民情報等のこういったシステムにつきましては、新OSはウィンドウズ7とか8があるんですけども、こういったものへの対応につきましては平成25年8月までに完了するという見込みが前年調べたタイミングでは難しかったということです。現在の契約は平成20年にやっていますから、平成25年9月末でリースの本契約は過ぎています。10月以降再リースの契約に入っている状態ですけども、3月31日までの契約は今現在終わっています。

しかしながら、今現在、この新しいOS、これはウィンドウズ7をターゲットにしていますけれども、こちらの対応が年度内でできるとの見込みがはっきりしましたので、セキュリティーを強固にするということを念頭に置きまして、ウィンドウズXPのサポート終了までにパソコンの更新及び新しいOSへの変更を実施したいということで、平成26年4月1日からのリースによる債務負担行為の設定をお願いしております。

金額につきましては、下の表にありますようにIT推進課分としては3億4200万円ほど。これは4月1日からスタートする5年間のリース料です。これ以外に、学校の先生用のパソコン、それから上下水道局の行政事務用のパソコン、それから市立四日市病院の事務用等のパソコン、こういったものも含めて全庁トータルで6億6800万円ほどを要求させていただいております。

続きまして9ページに戻りますけれども、こちらのOS更新に伴う各種業務システムのバージョンアップの対応について説明させていただきます。

こちらのほうは先ほどのパソコンの新しいOS製への更新に伴いまして、今使っている各業務システムがその新しいバージョンのOS、オフィス、インターネットエクスプローラー、こういったものを使っておりますけれども、こちらのほうで確実に動くようなバージョンアップに対応したパッケージの適用及びそのセットアップ作業ということで、その適用のための委託費用を計上しております。

IT推進課分としましては、住民情報等のシステムを想定しておりまして、この金額です。これ以外に市民課、健康福祉課、衛生指導課、保険年金課等々といったところでもそれぞれシステムの適用のための費用を上げておりまして、トータルで3700万円ほどを想定しております。

今回のパソコンの更新では、新OSとしてはウィンドウズ7の採用を予定しております。現在、ご存じのように新しいOSとしてはウィンドウズ8も出ています。ただ、それは去年出たばかりということもありまして、ウィンドウズ8には対応していないシステムも多いです。特に基幹用のシステムにつきましてはまだまだ稼働実績もない、あるいは少ないということもありまして、確実に稼働が望めるということでウィンドウズ7を選んでおります。また、今回問題になったサポート期限の問題ですけれども、ウィンドウズ8が平成35年1月10日まで、それから、ウィンドウズ7につきましても平成32年1月14日までということですので、今回の導入期間である平成31年3月31日までは大丈夫ということになっております。

それから、パソコンの仕様につきましても、いつもそうなんですけれども、5年は最低使うものですので、5年後でもそれなりに使える、なおかつ比較的低位でコスト的にも低いものを基本的には選んでおります。積算におきましては、国内メーカー製の法人モデル、こういったものを取りあえず予算要求のときの積算としては使っております。これはやっぱり台数が多いということで、過去の実績から言っても、ふだんいろんな販売店で売っているモデルというよりも法人モデルが入っているケースがほとんどですので、とりあえず予算要求としましてはそういったものを想定に積算をしております。

## ○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。ご説明は以上のとおりでございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

○ 森 康哲委員

先ほど説明がありましたが、最新のOSがウィンドウズ8ということなんですけど、ウィンドウズ8.1ではないんですか。

○ 富田 I T 推進課長

おっしゃるとおりです。ウィンドウズ8の新しいバージョンとしてウィンドウズ8.1が最近出ております。

○ 森 康哲委員

ウィンドウズ8.1はいつ出たんでしょうか。

○ 富田 I T 推進課長

定かな記憶ではないですけれども、最近インターフェース問題でいろいろあったということもあって、ウィンドウズ8.1が出てきたというニュースだけで、いつからというのははっきり覚えがございません。申しわけありません。

○ 森 康哲委員

基本的なOSの仕組み自体はウィンドウズ8と同等だと聞いているんですけれども、そうであれば、幾らリース期間内はウィンドウズ7でもサポートができるといえども、古いOSには変わらないわけですね。当然、ウィンドウズ8のほうがセキュリティーは強化されておるといことだと思えるんですけれども、その辺を総合的に考えてウィンドウズ7にした理由をもう一度お願いしたいんですけれども。

○ 富田 I T 推進課長

オフィスとかメールを使うレベルであれば、別にウィンドウズ8や8.1で問題はないと思うんですけれども、庁内で一番多く使うのは業務用システムですね。住民情報、それから、行政ナビシステム、滞納整理システムとか、いろいろなシステムを導入しているんですけれども、そちらのほうはウィンドウズ8への対応についての実績が非常に少ないと。

特に住民情報の場合は、今のところウィンドウズ8で動いた実績はございませんので、そういった部分で改修やそれに対応するようなパッケージ部分の対応について、3月までにはめどが立たないということもありますので、その辺、ウィンドウズ7が比較的安定して動いているということもありまして、ウィンドウズ7に決めました。

○ 森 康哲委員

パソコン自体のことではなくて、他のシステムやいろんな周辺機器との相性、動作確認がとれていないということでもよろしいでしょうか。

○ 富田 I T 推進課長

おっしゃるとおりです。

○ 森 康哲委員

そうすると、これでいいのかなと思いますのでぜひ進めていただきたいと思うんですけども、パソコンの台数をふやす部分というのはあったんでしょうか。

○ 富田 I T 推進課長

今回、I T 推進課の関係部分としては1878台を想定しています。今回につきましては80台ほどプラスで今計算しております。これは、保育園の部分とかにつきましては、現在1人1台にはなってなくて比較的少ない台数で動かしていただいています。選挙事務用とかなんかのために買ってもう使わなくなったものを何とか仕上げたりして使ってはいるんですけども、やっぱりそれは非常に問題があるということもありまして、そういったものを足すということです。それから、例年4月になって臨時職員さんとか人がふえてくるということで、毎年少しずつ買い足しているんですけども、そういったものを含めて80台ほどプラスしております。

○ 森 康哲委員

例えば学校だと教職員一人一人にはパソコンが与えられていると思うんですが、理科室とかの特別教室のパソコンもあると思うんです。その辺も交換の対象になるんでしょうか。

○ 富田 I T 推進課長

今回、教育委員会のほうで要求しているのが1560台で、現状にプラス60台を要求していると聞いています。これは非常勤講師用として60台を各校1台という想定で上げているということで、理科室云々については私のほうは聞き及んでおりません。それから、現在は職員室までLANをつないでおりますので、そちらのほうへの接続は今のところ想定はしておりません。

○ 森 康哲委員

そうすると、インターネットでつながっていないパソコンは交換対象ではないということでしょうか。

○ 富田 I T 推進課長

そちらのほうのパソコンは教育委員会のほうの予算で別途備品とか何かで買われているケースなのかなと思うんですけれども、そちらのほうにつきましては今回の計画の中では計算しておりません。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 石川勝彦委員

先ほど人件費補正の主な要因について説明がありましたが、見込むことができない人件費の補正ということで、途中で退職者が出た、あるいは再任用職員がやめたと。これはよくあることなんでしょうが、今回の場合は多いのか少ないのか、また、どういう事情で退職者が出たのか、その辺のことについてご説明ください。

○ 室町人事課長

退職する者の事情は非常に個人的なことでしたりさまざまですのでなかなか申し上げにくいんですけれども、多い少ないという観点から申し上げますと、大体例年何人かはあるというのが実態です。ただし、任期途中の退職者ですとか、そのあたりをあらかじめ見込んで採用にいくというところまでには踏み切っておりませんので、なかなか見込みづらい

という表現をさせていただいております。

○ 石川勝彦委員

再任用職員も同じことですか。

○ 室町人事課長

再任用職員も毎年わずかですけれどもございます。

○ 石川勝彦委員

途中で退職するという理由はいろいろあると言われますが、一般的な傾向としてはどういった退職理由が多いですか。

○ 室町人事課長

ご家庭での介護とか、そういう事情が多いのが実態です。

○ 石川勝彦委員

そういう今の社会事情、家庭事情の状況の中からどうしてもやめざるを得ないと。そして、再任用職員も途中でやめるということになると、人件費の減額補正ということは数字の上ではわかりますけれども、日常業務に支障を来さないのかどうかという心配が出てきますよね。その辺のところ、心配ないところと多少無理のかかるところといろんなところがあると思います。その辺のやりくり等についてどのようなご苦勞をさせていただいてますか。

○ 室町人事課長

どうしてもという場合は配置を変えたりすることもございますが、基本的には課内であったり部内で臨時職員を補いまして、何とかその年度をクリアしてもらって、次の年度に募集をかけ直すということを基本とさせていただいております。

○ 石川勝彦委員

そういう事情ならばわかりますが、近年は時間外手当が非常にふえていますよね。人が

減ったという部分での影響というのかなりあるかなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○ 室町人事課長

人数が減ると時間外勤務が必ずふえるかというところではないと思うんですけども、個人個人の意識の問題もございまして、本当に効率化というのをどこまで考えているのかという認識みたいなものも大きいと思います。人数は一定確保しながらあわせて仕事のやり方なんかを各課、各自で考えるように進めていきたいと思っています。

○ 石川勝彦委員

いろいろお聞きしましたが、人事管理については全市的な問題になりますので、どうぞくれぐれもシビアに取り組んでいただけますようお願いしておきます。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

○ 石川善己委員

パソコンのところではちょっとお伺いをしたいんですけども、以前、アカデミックパックというのがあったと思うんですが、その制度って今もあるんですかね。

○ 富田IT推進課長

マイクロソフトのオフィスについてのアカデミックパックというのは今もございまして、仕様として出させていただきますけれども、教育委員会のほうではアカデミックパックを使っている導入になっております。

○ 石川善己委員

その辺、コスト比較をされたということで理解していいんですか。

○ 富田IT推進課長

アカデミックパックというのはかなり安いんですね。この辺につきましては、当然に比較

しておりますので、教育委員会の先生の部分につきましては、学校関係者ということでそちらのほうのライセンスを使っていただくということで必ずやっていただいております。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

○ 荒木美幸委員

産育休や病休取得者なんですけれども、102人ですね。この内訳といいますか、病気で休んでいらっしゃる方はどれぐらいいらっしゃいますか。

○ 室町人事課長

長期の病休の代替という面でいきますと5名ということです。

○ 荒木美幸委員

その5名は内科的とか外科的な病気なのか、あるいはメンタル的なものとかという内訳はわかるんですか。

○ 室町人事課長

メンタルが大体6割から7割、残りが外傷的なものでございます。

○ 荒木美幸委員

メンタルケアについては以前から私もお願いをしているんですが、やはり、せっかく公務員というお仕事についていただいているのに、メンタル的な原因で仕事ができないというのは非常にマイナス点もありますし、本人のモチベーションも下がるところですので、そのメンタルケアについては引き続きしっかりやっていただくということでよろしいでしょうか。

○ 室町人事課長

我々人事課職員、あと、産業医等の対応も含めて今後もしっかりさせていただきます。

○ 荒木美幸委員

今後、本当に業務が煩雑になり、こういったメンタル的な疾患を持つ方がふえている状況の中で、やはりできる限り早く手当てをして、賃金のことから外れるかもしれませんが、手当をしっかりとあげることが非常に重要なと思いますので、それをあわせてしっかりとお願いしたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

○ 竹野兼主委員

臨時職員の関係なんですけど、今、国のほうから経済をよくするため賃金を上げようというような話があると思うんですけど、今の時給は幾らで、それは金額的に世間一般と比較するとどんな位置にあるというふうに認識されているでしょうか。

○ 室町人事課長

一般事務で申し上げますと時給780円でございます。世間一般から見ますと高い部類では決していないと思いますが、他の事務職なんかと比べて、普通か、悪くはないというぐらいに思っています。採用につきましても特に支障が出ているということはありません。

○ 竹野兼主委員

時給780円という金額が基本的にはそんなに低いわけではないよということをお話ししていただいたわけですが、正職員の人数不足を補うという臨時職員について、正職員との賃金の差というのが余りにも大き過ぎるのではないかなと感じているところです。公務員はいろいろ批判される場所はあると思いますが、私自身としては公務員、特に四日市市の職員の方たちというのはしっかりと頑張ってもらっていると思います。ただ、その金額の差を考えると、ここのところは一度検討してもいいのではないかなと思います。よく言われるきちとした守秘義務も含めて、臨時職員も正職員と同じような仕事をしているという部分では少し賃金もどうなんだろうみたいなところを指摘される場所があるので、ここはまた一度検討しておくべきところではないかなと思っていますので、少し意見として言わせていただきたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 伊藤嗣也副委員長

人件費の関係を見ていまして、障害者雇用に関する考え方が全くわからないんですよ。全く今回の予算に関係なかったらいいんですけど、四日市市として障害者雇用に努力はしているというふうに思っているんですけど、その辺についてはどうですか。

○ 室町人事課長

今、ご指摘いただきましたとおり、障害者の雇用についての記載は特にさせていただいておりません。ただし、採用につきましては毎年必ず募集はかけておりますし、今回ですと嘱託職員も募集を行い、採用試験をしているところでございます。かなり気は使っているつもりですので、うまくこういうところに記載ができるように工夫したいと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

やっと嘱託職員としての門戸が少しだけ開いたのかなというふうに思いますが、私はやはり正職員としての採用をもっとふやすべきだと思います。とりあえず嘱託でというふうにししか思えません。だけど、人事課長は努力しておるというふうにおっしゃいます。ここで私との温度差があるのかなと感じた次第です。民間企業でも正社員としての採用がどんどんふえていっています。どうか本市においてもどんどん門戸を開いていただく努力を行政としてしていただくよう強く要望して、私の質問は終わります。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 中村久雄委員

人件費のところでちょっと教えてください。参考資料2ページの積算人数と実際に配置した職員の数の差というのがありますが、左の実数の中が一般職員で、括弧が再任用ということで、マイナス3ですよね。これを見ると総務費、民生費、衛生費、土木費が多いということですがけれども、例年の傾向というのはどういうふうに今捉えていますか。あそこ

の部署が退職が多いとかいう、そういう傾向をどういうふうに捉えていますかね。

#### ○ 室町人事課長

団塊の世代のときはかなり多くの再任用職員を入れたということがございまして、そこをつぶさに補っていくということがなかなかできていないということもございしますが、傾向というか、一旦再任用で配置をして、その後たまたま臨時職員としてそのポジションを何とか継続してやってきたりということもあったりして、配置数は何とか確保しているんですけども再任用でなくなるがために、一般職というところが黒三角になってしまったということもたくさんございます。その辺で見たい目はかなり減ったように見えてしまうところがあります。

それから、あくまで予算との比較でございます。単に去年の人数との比較ではありませんので、もう少し実態としては去年よりはふえているという感じもございます。

#### ○ 秦総務部長

ちょっと補足をさせていただきます。

今、今回ここに見られるようなばらつきというか偏りはあるのかというご趣旨でご質問いただいたというふうに思います。そういう意味では、例えば総務部や民生部門が必ずしも毎年多いということではありませんので、これは年度ごとに必ずばらつきがございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

#### ○ 中村久雄委員

そうしましたら、団塊の世代が退職して再任用職員の数がふえていたので、ことしはこうやから来年もという予算立てをしたところ、一般職の人数と再任用の数で、今の段階で再任用に応募する方が減ってきたという理解でいいですかね。

#### ○ 室町人事課長

そのようなご理解で結構です。

#### ○ 中村久雄委員

それで、この左側の1ページを見てみたら、土木費が人数が多いにもかかわらず611万

円と、総務費の10分の1ぐらいになるんですけども、この辺はどういうふうな見方で見たらいいんですかね。補正額が人数と合わないんですが。

#### ○ 辻総務部次長

恐れ入ります。この右のページをごらんいただきますと、総務費で外数がゼロとなっております。正職員が過不足なしでございます、そのずっと下をごらんいただきますと衛生費はマイナス5で大きうございますね。そうすると、衛生費をごらんいただくと5700万円と。これ、正職員の給料が大きうございまして、その辺の加減がございます。土木費も正職員が1人欠けていますので、正職員の関係で数字にばらつきが入っております。申しわけございません。

#### ○ 中村久雄委員

正職員と再任用職員の数にしても、土木費と総務費と比べてみたら格段に総務費の方は給料がいいんだなというふうに、10倍ぐらいの給料があるんだなというふうに見られるんですけど。

#### ○ 辻総務部次長

予算については、現在の配置の平均給料というか、現状で要求をさせていただいておりますので、やっぱり新規採用の職員が入ったり、定年間近の方が偏ったりすると、その辺でずれが生じてまいります。人数が200人とか300人になりますので、その辺は本当に申しわけございません、できるだけ正確に把握するようにさせていただいておりますが、何分、積み重ねでございますので、ご迷惑をおかけします。

#### ○ 中村久雄委員

先ほど石川さんも時間外勤務のことを質疑されていて、課長からは必ずしも人数減と時間外勤務の増が一致するわけではないという話もあったんですけど、やはり総務費、民生費、土木費の時間外勤務が多いんですよ。全く一致はしないこともありますけれども、やはりその辺がオーバーワークになっていることは否めないと思いますので、ぜひとも人員増を目指してよろしくをお願いします。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正歳出第1款議会費ないし第10款教育費（人件費補正部分）、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費（関係部分）、第9目計算記録管理費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第74号平成25年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第75号平成25年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）及び議案第76号平成25年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち第1条歳入歳出予算の補正歳出第1款議会費～第10款教育費（人件費補正部分）、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費（関係部分）、第9目計算記録管

理費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第74号平成25年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第75号平成25年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）及び議案第76号平成25年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

これについて全体会へ送るべきとの意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ないということをご確認をさせていただきました。ありがとうございます。

続きまして、所管事務調査に入りたいと思います。

平成25年度第2回人権施策推進懇話会並びに平成25年度第1回同和行政推進審議会について、一括説明を求めます。

○ 渡辺人権・同和政策課長

今ご案内をいただきました二つの審議会等につきましてご報告をさせていただきます。

お手元にこの黒いクリップでとめさせていただいてございます資料でございます。黒いクリップを外していただきますと2回の審議会等の資料がそれぞれまた小分けになっているという形でございます。10月24日に行われました所管事務調査におきまして、第1回人権同和施策推進懇話会につきましてはご報告をさせていただきました。その後、本日までにその懇話会が1回、同和行政推進審議会が1回開催がございましたので、その内容についてご説明をさせていただきます。

まず最初に、同和行政推進審議会のほうを1枚めくっていただきまして、会議の概要にまとめさせていただいた資料がございます。11月11日に行われました同和行政推進審議会と申しますのは、平成15年度にこれの前身であります同和対策委員会というのがございました。こちらのほうで答申がまとめられまして、その中の一つの話として、同和対策委員会のあり方についての提言がございました。この提言を受けてできましたのがこの同和行

政推進審議会ということでございまして、平成16年度にスタートしたということでございます。

その後、今後の同和行政のあり方についての答申、これは平成14年3月に当時の同和対策事業の特別措置法が執行切れになりました。それを受けまして、今後の同和行政のあり方ということで、市長の答申に基づきまして、この審議会において議論をいただき、その答申をいただいたのが平成18年ということでございます。

さらに平成22年度からは、平成19年にまとめましたそのあり方の答申の具体化を図るための仕組みについて、もう一つ詳しいといいますか、再度その内容についての答申が出ているわけですが、ここに掲げられている課題はいろいろあるわけですが、その中で重点的に取り組む課題といたしまして、教育と就労が取り上げられました。それについてワーキング、下部組織において議論をされまして、整理をした上で審議会に報告、議論をされてきたという経緯でございます。今回11月に行われましたこの審議会につきましては、その中の住宅に関するワーキング及び統括ワーキングでの議論が一定の方向性が示されたということで、審議会に上げて議論されたという内容のものであります。

その具体的な内容につきましては、中ほどの審議内容というところでございます。住宅ワーキングにつきましては、天白町にございます市営住宅の現状、あるいは市営住宅全般についての諸々の課題についてワーキングで議論されている内容の報告がなされました。もう一方の統括ワーキングというところにつきましては、先ほど重点的に取り組む課題ということでご紹介した教育と就労、この二つの観点についての取り組みについての報告がなされたところでございます。

委員の方の主な意見としましては、そこに書いてあることとございますが、地元の了解が得られている中での若者の流出を防ぎ定住化を図るといような施策については進めるべきであるというふうなご意見を頂戴しました。なお、就労あるいは教育の問題につきましては、PDCAを着実にやっていく必要があるというふうなご意見も頂戴したところでございます。

今後の予定としましては、市営住宅の一部分譲につきましては進めていくと。その他の市営住宅の抱える課題につきましては、今後もワーキングで継続的に審議を進めていくということでございます。また、就労と教育につきましても、次回また再度議論する予定でございます。

めくっていただきますと、当日の資料を添付させていただいてございます。

続いて、もう一つの資料でございます。第2回人権施策推進懇話会についてというところでございます。これも表紙をめくっていただきますと、1枚のペーパーにまとめたものがございます。これは11月18日に開催されました。前回は8月22日に第1回が行われたわけですが、そのときにご議論いただいた内容を事務局のほうでまとめた資料をもとにご議論を進めていただいたということでございます。

委員の方からは、よっかいち人権施策推進プランの基本理念を十分に踏まえた上で人権施策を推進せよと。あるいは諸々の相談員の資質向上とともに、もっと活動しやすい環境づくりが必要ではないか。性的マイノリティーなどさまざまな人権団体がございますので、そちらのほうにも目を向けた施策をやるべきではないか。職員の人権研修については、一定の期間の研修にとどまらずに、もっと専門性の高い職員の育成に努めるべきである。こういったようなご意見をいただいたところでございます。

このご意見をまとめさせていただきまして、正副会長の承認により成案とするということで一任がされたところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

#### ○ 毛利彰男委員長

ご説明をいただきました。

ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 毛利彰男委員長

なしというご意見をいただきました。ありがとうございました。

総務部の審査につきましてはこれで終えたいと思います。

ここで休憩を入れさせていただいて、午後3時20分から再開ということにさせていただきます。

15:02 休憩

15:19 再開

○ 毛利彰男委員長

それでは、休憩前に引き続き、総務常任委員会を開催します。

ただいまより財政経営部の審査に入ります。

まず、冒頭、部長よりご挨拶をいただきます。

○ 倭財政経営部長

財政経営部でございます。

きょうご審議いただくのは、一般会計補正予算につきましては歳出が総務費の総務管理費、それから諸費の徴税費の関係部分、歳入につきましては全般をお願いしたいと思えます。それから債務負担行為補正の関係分と地方債の補正でございます。

あと、公の施設3施設の消費税に絡みましての使用料の改正と、市税条例の一部改正というところで、一般議案で4議案の審査をお願いすることになります。ご審議のほう、ひとつよろしく願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございます。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第22目 諸費

第2項 徴税費（関係部分）

歳入全般

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

第4条 地方債の補正

○ 毛利彰男委員長

それでは、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第22目諸費、第2項徴税費（関係

部分)、歳入全般、第3条債務負担行為の補正(関係部分)、第4条地方債の補正について説明を求めます。

#### ○ 内田財政経営部次長兼市民税課長

私のほうからは、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第4号)のうち、第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第22目諸費のうち、市税過納返還金及び第2項徴税費のうち市税還付加算金についてご説明いたします。いずれも補正予算書の28、29ページでございますけれども、説明は平成25年11月定例会議会11月補正予算参考資料のほうで行いますので、ご準備のほうをよろしくお願いいたします。

資料の13ページが市税過納返還金でございます。当初予算では過去の実績から推計して計上してございましたが、本年、過年度の法人税、国税でございますけれども、国税や事業所税において金額の大きな修正申告がございまして、そういった理由などから法人市民税や事業所税などにおきまして当初の予算の見込みを上回る返還金が生じたといったことがございまして、5210万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、資料15ページは市税還付加算金でございますけれども、先ほどの13ページの市税過納返還金として納め過ぎとなった市税を納税者に返還する際に、地方税法第17条の4の規定によりまして計算した利子として加算するものでございまして、市税過納返還金が当初予算を上回ったことに伴って市税還付加算金も350万円の増額補正をお願いするものでございます。

#### ○ 荒木財政経営課長

私のほうからは、歳出第1款総務費第1項総務管理費第22目諸費のうち、過年度国・県支出金等返還金というのと積立金についてご説明申し上げます。資料のほうにつきましては、同じく予算書は28、29ページでございますが、説明のほうにつきましては、同じく11月補正予算参考資料の14ページをお願いいたします。

まず、過年度国・県支出金等返還金についてでございますが、平成24年度決算に伴いまして、平成24年度にもらい過ぎていた国・県の支出金について精算するものでございまして、国に対しまして10件、5990万円余ということと、県に対しまして4件、2940万円余と、合わせまして8942万円を計上いたしてございます。

戻っていただきまして積立金でございますが、こちらにつきましては補正予算書の第2

款総務費第1項総務管理費というところで、28、29ページとございますが、29ページの欄外に説明ということで、先ほど申し上げました償還金の下でございます。積立金ということで、都市基盤・公共施設等整備基金に4億8695万5000円を計上いたしてございます。

これにつきましては、さきの8月定例会議会でもご説明申し上げましたが、国から交付される地域の元気臨時交付金の追加部分——これもまた後ほど詳しく資料に基づきましてご説明申し上げますが——4億6260万5000円と、今回の11月補正で生じた財源2400万円余を合わせましてこの基金に積み立てようというものでございます。

続きまして歳入全般ということで、こちら予算常任委員会資料一般会計補正予算第4号の歳入の関係の部分でご説明いたします。インデックスがついておる資料の一番下のところの歳入という部分でございます。当初にお配りしておるやつですね。ちょっと分厚い。済みません、資料があっちゃこっちゃして申しわけございません。めくっていただきまして1ページでございますが、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、款14国庫支出金5億8939万2000円を計上してございますが、上から5段目の地域の元気臨時交付金で4億6260万5000円を計上いたしてございます。こちらにつきましては、後ほど添付資料をつけてございますので、そちらで詳しくご説明申し上げたいと思います。

めくっていただきまして2ページでございます。一番上の款17寄附金につきましては、近鉄から内部・八王子線再生事業に関しまして寄附、協力金をいただくということで8億円を計上してございます。

その他、1ページから2ページにかけてございますが、款12分担金及び負担金から款21の市債に至るまで、歳出の増減に伴いましてそれに合わせた格好で特定財源を補正するというものでございます。歳入の合計で10億8000万円弱を計上いたしてございます。なお、特定財源に係るものにつきましては、例えば国・県支出金に関しましては、その計算式というものとか、市債につきましては充当率何%ということで記載させていただいてございますので、ご参照いただければというふうに思います。

続きまして、3ページをお願いいたします。こちらは、先ほど申し上げました地域の元気臨時交付金につきましてご説明させていただきたいと思います。資料のほうは、3ページからと追加資料を配付させていただいてございますが、総務常任委員会関係資料ということで、赤いインデックスで1、2というふうにつけてあるもの、こちらの資料とこちらの薄い資料と両方で説明させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、3ページからでございますが、さきの8月定例月議会においてもご説明申し上げましたが、平成24年度に緊急経済対策の実施にあわせまして、地方が追加する公共事業等につきまして、その負担となる金額を補填するための交付金が創設されたというものでございまして、第1次分、第2次分というふうにございまして、国のほうで平成24年度中に内示があったものにつきましては第1次分、平成25年度に入ってから内示があったものが2次分というふうになってございまして、それぞれ、第1次分といたしまして5億200万円余、第2次分といたしまして1億500万円余ということで、合わせますと6億800万7000円という内示が来てございます。この上限額の内示に合わせまして、10月末にはそれぞれこの金額の使い道はどうするんやということで充当事業の計画書を作成させていただきまして、国のほうに提出させていただいたところでございます。

そちらの計画書が追加資料でお配りいたしましたこちらの部分の1ページと、インデックスの1というところでございまして、こちらのほうをごらんいただけますでしょうか。総務費から教育費まで、現時点でそれぞれの事業に充当する予定でございまして、全て当初予算事業でございまして、今後事業の進捗に伴いまして対象事業費を変更した場合等につきましては充当額を変更していくという予定でございまして。

総務費から教育費まで、事業名、対象事業費、財源ということで、充当額ということで一番右の欄にこの元気交付金の充当額を示してございます。合計いたしまして6億800万7000円というところでございまして、なお、黒い網かけの部分につきましては8月補正にて充当済みというものでございまして、そのほか白塗りのところは今回の11月補正で充当を行うもので、合計といたしましては6億800万円余というふうになってございます。

戻っていただきまして3ページでございますが、交付金は先ほどご説明した一覧表のとおり充当させていただいたということでございまして、その浮いた財源をどこへ使うんやということで、本市における交付金の活用の考え方ということで整理させていただいてございます。

8月補正では、横に書いてございますが、1億4500万円余をお願いいたしました。これにつきましては、施設修繕でございますとか維持補修に活用してございます。また、今回の補正で計上させていただいた部分は後年度の負担を軽減するための都市基盤・公共施設等整備基金に一旦積み立てさせていただきまして、次年度以降の施設修繕でございますとか維持補修に活用させていただきたいというふうに考えております。

その結果、一番下のところでございまして、都市基盤・公共施設等整備基金でございま

すが、地域の元気臨時交付金 4 億 6260 万 5000 円と今回の補正で生じた財源 2435 万円を合わせまして 4 億 8690 万円余を積み立てさせていただきまして、その結果、この基金の本年度末残高といたしましては 18 億 1600 万円余を見込んでございます。

資料のほう、戻っていただきまして 2 ページでございます。第 4 条地方債補正ということで、順序が債務負担行為と逆転いたしました。地方債の変更ということで、防災施設整備事業資金から公園整備事業資金まで全て歳出の減額に伴いましてそれぞれ地方債のほうにつきましても減額をお願いするものでございまして、合計 3 億 5920 万円の減額を計上させていただいてございます。

続きまして、第 3 条の債務負担行為の補正ということで、予算書の 11 ページでございます。第 3 表債務負担行為補正についてでございますが、追加分ということで、ご審議いただきますのは、表の下から三つ目の施設保守管理委託等に要する経費から事務用機器等運用経費まででございます。それぞれ期間、限度額につきましては記載のとおりというふうになってございます。基本的に施設保守管理、業務事務処理につきましては、期間が 1 年間のもの、また、継続事業というぐあいに整理させてとりまとめさせていただいてございます。なお、詳細につきましては、11 月補正予算参考資料の 53 ページのほうからそれぞれ明細、詳細を 3 ページにわたりまして掲載させていただいておりますもので、ご参考といただければというふうに思います。

大変雑駁ではございますが、説明については以上でございます。

#### ○ 毛利彰男委員長

たくさんの説明をいただきました。あっちへ飛んだりこっちへ飛んだりしましたので、もうちょっと何か工夫をしてもらうこともちょっと宿題としておきたいなと思うところがございます。

説明をいただきましたので、ご質疑がありましたらお受けしたいと思っております。

#### ○ 荒木美幸委員

考え方としてお聞きしたいんですが、この債務負担行為の補正のところなんですけれども、いろんな委託の業務がここで載っているんですが、例えば 22 番のがん検診手帳等の作成、封入という部分があるんですけれども、例えばこういう封入作業とか、封筒を閉じるとかいう難しくない作業というのは障害者でもできる部分なんです。そういうところを

障害者向けに仕事を振っていくという、わずかな金額でもいいと思うんですけれども、そういう考え方というのはどうでしょうか。

#### ○ 荒木財政経営課長

がん検診の手帳等の作成と、その封入、封緘ということで、これは手帳の作成から含めまして一括して委託業務をやっているということでございます。

委員がおっしゃっていただいていたような封入、封緘のみという簡単な作業であれば、具体的に申しますと、税のほうでその辺の作業をやる業務がございますが、そちらのほうにつきましては障害者の方に仕事のほうをお願いしている事例がございます。

#### ○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。一部そういったことをしていただいているのは私も存じているんですが、やはりこれはセットになっているのでなかなか切り離しが難しい部分かもしれませんが、やはり障害者の方のモチベーションを上げたりとか、少しでも仕事をして賃金をもらうということの喜びの機会というのをふやしてあげることができるのは、やはり行政の仕事の中にたくさんあるんじゃないのかなというふうに思いますので、そういった視点も持ちながら、今後はこれはパックだから崩せないからではなくて、そういったところの視点もしっかりとお持ちいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 荒木財政経営課長

担当の健康づくり課のほうと一応打ち合わせいたしまして、今回につきましてはあれかとは思うんですが、考え方の整理等々をつけていきたいというふうに思います。

#### ○ 石川勝彦委員

ちょっとお尋ねしますけれども、地域の元気臨時交付金の本市における活用の考え方ということで、一般財源を次のとおり活用するとあるんですが、これを見ますと都市基盤・公共施設等整備基金等ということですから、ハード事業にこだわっておるような気がするんですが、この辺のところは拘束されているんですか。

○ 荒木財政経営課長

直接の充当に関しましては先ほど追加資料のほうでござんいただきましたが、あちらのほうのハード事業で、かつ平成25年度単年度で終了する事業ということで決まってはございますが、ただ、活用の仕方というのにつきましては私どもの考え方でございまして、別に充当先はハード事業に限定されたものではございません。

○ 石川勝彦委員

平成25年度単年度という、その辺は拘束されておるわけですか。

○ 荒木財政経営課長

直接の充当に関しましてはハード事業で平成25年度に必ず完了するものということで限定されてはおりますが、私ども当初予算の事業に充当しています。それによって浮いた財源——初め一般財源で充当してございますがこの交付金を充当することで浮いた財源でございまして——をどこに活用するかという考え方につきましては、私どもの活用の考え方というところで整理させていただいてございまして、必ずしもハード事業に限定されるというものではございません。

○ 石川勝彦委員

ハード事業にこだわらないということで、平成25年度中にといい中でソフト事業でもいいということですね。そういう理解をしていいわけですか。

○ 荒木財政経営課長

本当にまどろっこしい説明で申しわけございません。

今年度いただいたお金を充当することで浮いてきた財源をどこに使うかに関しましては、当然のことながら今年度に執行できるものでございますので、ソフト事業、ハード事業にかかわらず今年度中に執行していかないと繰越事業ということになりますもので、できれば今年度中に消費していきたいと。国からこれによって浮いた財源をどこに使えというような指示はございません。

○ 石川勝彦委員

後年度に生じる負担を軽減するために積み立て云々基金等と書いてありますね。後年度に生じる負担ということは、今後の年度においてもいいという理解をしてもいいですか。

○ 荒木財政経営課長

積立金は一旦今年度で決算させていただくと。後年度の財政負担を軽減するために積立金を一旦積み立てさせていただきたいということでございますもので、当然のことながら積立金というものに関しましては今年度決算として完了すると申しましょるか、執行できるということでございます。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 竹野兼主委員

補正予算の参考資料の15ページの部分で市税の過納返還金の増加に伴いというところですが、この還付金って利息分もつくと思うんですよ。その利息は大体どれだけやったか教えてください。

○ 倭財政経営部長

8月定例会議会で条例を改正させていただきましたが、まず、平成26年1月1日以降は1.9%になります。それまでは4.3%でございます。

○ 竹野兼主委員

わかりました。この4.3%というのは、普通に考えてみても、今、預金すれば0.何%とかというような状況から考えると、余りにかけ離れているから1.9%になったという理解でよろしいですよ。

○ 倭財政経営部長

おっしゃるとおり、現行の低利率からして、やっぱり地方税法に規定されておる率が高いという認識のもとで国のほうで議論があって、地方税法の改正に至っておるという状況

でございます。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

他にないようでございますので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第22目諸費、第2項徴税費（関係部分）、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち第1条歳入歳出予算の補正歳出第2款総務費第1項総務管理費第22目諸費、第2項徴税費（関係部分）、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 毛利彰男委員長

これについて全体会へ送るべきとの意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

なしということで確認させていただきました。

続きまして、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第129号の審議に移らせていただきます。

議案第81号 四日市市総合会館条例の一部改正について

議案第82号 四日市市本町プラザ駐車場施設条例の一部改正について

議案第83号 四日市市新丁ひろば駐車場条例の一部改正について

議案第129号 四日市市市税条例の一部改正について

○ 毛利彰男委員長

議案第81号四日市市総合会館条例の一部改正について、議案第82号四日市市本町プラザ駐車施設条例の一部改正について、議案第83号四日市市新丁ひろば駐車場条例の一部改正について及び議案第129号四日市市税条例の一部改正についての4件について審議をいただきます。

一括説明を求めます。

○ 平田管財課長

議案書のほうで説明させていただきますので、よろしく申し上げます。平成26年4月1日の消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う使用料等の改正に関する条例改正3件を説明させていただきます。

まず、1ページをごらんいただけますでしょうか。議案第81号四日市市総合会館条例の一部改正についてです。今回の消費税率等の引き上げに伴いまして、総合会館8階の集会施設の使用料を改正するものでございます。この1ページの改正後の別表の料金表のようにそれぞれ改正させていただきます。改正につきましては平成26年4月1日以降に使用許

可をする料金について適応するものでございます。

次に、3ページをごらんください。議案第82号四日市市本町プラザ駐車場施設条例の一部改正についてでございます。これも今回の消費税率等の引き上げに伴いまして、本町プラザの駐車場料金のうち1カ月分の定期駐車料金を4月分から1台につき9450円から9720円に改正するものでございます。なお、1回30分の普通の駐車券につきましては140円のまま改正はございません。

最後に、5ページをごらんください。議案第83号四日市市新丁ひろば駐車場条例の一部改正についてです。こちらと同じでございます。今回の消費税率等の引き上げに伴いまして、新丁駐車場料金のうち1カ月分の定期駐車料金を4月分から1台につき9450円から9720円に改正するものでございます。こちらにも1回30分の普通の駐車料金は140円で改正はなしということでございます。

#### ○ 内田財政経営部次長兼市民税課長

私のほうからは議案第129号四日市市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書その2の195ページから198ページでございますけれども、説明につきましては赤のインデックスが張ってある資料の2番の平成25年11月定例月議会総務常任委員会資料で行いますので、準備のほうをよろしくお願いいたします。

議案第129号の四日市市税条例の一部改正につきましては、平成25年度の税制改正大綱による個人住民税の住宅ローン控除の拡充、延長につきまして上程させていただくものでございます。平成25年度税制改正大綱による四日市市市税条例の改正のうち、本件以外につきましては既に本年の3月緊急議会、あるいは8月定例月議会で議決いただいておりますけれども、本件につきましては消費税率の引き上げが実施されるかどうかによって適用する内容が異なっておりましたので、それが確定した後に関連する議案とともに上程するとしたところでございます。

表紙をめくっていただきまして資料を見ていただきますと、改正の内容は平成26年度からの消費税率の引き上げに伴いまして、住宅取得については取引価格が非常に高額であるといったことから、消費税率の引き上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえて、一時の税負担の増加による影響を平準化、あるいは緩和するといった観点から、所得税とともに個人住民税の住宅ローン控除の適用期間を延長し、また、控除限度額も拡充するものでございます。

具体的には資料の上の表のとおりですが、矢印右の改正前は現行制度でございますけれども、平成25年12月31日まで、本年をもって入居されていた方に対して所得税の住宅ローン控除可能額——これは年末借入残高の1%でございますけれども——そのうち所得税から控除し切れなかった額について、限度額9万7500円の範囲内で所得税の課税、総所得金額等の5%を控除することができるとされておりましたが、改正後は現行制度の適応期間が平成29年12月31日まで4年間延長されまして、また、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに入居された方に対しては、限度額が13万6500円に拡充されると。その範囲内で所得税の課税総所得金額等の7%を控除することができると改めてございます。なお、この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額につきましては、全額国費で補填される予定でございます。

資料下のイメージには、個人住民税及び所得税の改正内容を時系列にお示ししてございますけれども、所得税の拡充につきましては資料一番下の記載のとおりでございます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。説明をいただきました。

委員の皆様方からご質疑をいただきます。お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

なしというお声をいただいておりますが、よろしいでしょうか。

別段ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第81号四日市市総合会館条例の一部改正について、議案第82号四日市市本町プラザ駐車施設条例の一部改正について、議案第83号四日市市新丁ひろば駐車場条例の一部改正

について及び議案第129号四日市市税条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第81号 四日市市総合会館条例の一部改正について、議案第82号 四日市市本町プラザ駐車施設条例の一部改正について、議案第83号 四日市市新丁ひろば駐車場条例の一部改正について及び議案第129号 四日市市税条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。これで理事者の皆さんはご退席をいただきます。

それではその他事項に入りたいと思います。

まず、休会中の所管事務調査につきまして提案があればご提案いただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○ 毛利彰男委員長

正副一任ということでございますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

それでは今は腹案を持っていませんので、後日正副で議論をしたいと思います。1日を予定していますのでそんな大きなテーマはできないと思いますが、よろしく願います。同時に、議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見の整理もその日に行いますので、よろしく願います。

日程ですが、二つ案がございまして、そのいずれかを決めたいと思います。一つは1月28日午前10時より、もう一つは1月29日午前10時からでございますが、希望をとらせていただいてよろしいですか。

○ 竹野兼主委員

ちょっと手帳を持ってきていないので。

○ 毛利彰男委員長

では、持ってきてください。

29日がご都合が悪い方はみえますか。みえないですね。そうすると竹野さんのご意向によるということで、これはちょっと保留します。

皆さんのお手元に調査報告書、この前けんけんがくがくいろいろありました。入札制度について議論をいただきました。その結果、正副案でございますが、報告書を置かせていただきました。お目通しをいただきまして、ここは違うよ、ここはこうしたほうが良いよというのがあれば事務局にご連絡をいただき、そのご意向に沿わせていただきたいというふうに思います。期限は12月17日の予算常任委員会全体会、この日までに事務局にご連絡をいただければというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをします。

○ 竹野兼主委員

日程はどちらになりましたか。

○ 毛利彰男委員長

いや、竹野さん次第で。竹野さんもどっちでもいいですか。

それじゃ、早いほうにしましょうか。1月28日10時からと。伊藤副委員長さんと真剣にテーマを考えますけれども、もしテーマがない場合にはシティ・ミーティング、議会報告会の意見の整理だけで終わるかもしれませんが、ご出席をいただきたいと思います。

では、続いて議会報告会についてです。年明け早々、1月7日午後6時半から午後8時45分まであさけプラザで議会報告会をさせていただくんですけれども、その分担といたしますか、ぜひ委員の皆さんもこれにお入りいただき、素晴らしいスピーチを繰り広げていただけたらなど。特に森さんは前回ちょっとお休みになっておられましたので、得意分野

もあるようなので、ぜひ報告をいただきたいと。

分担をちょっと正副委員長のほうで勝手に決めさせてというか、こういう分担でいきなという案を提出させていただきます。最初の挨拶のところは私がやらせてもらいますが、議会報告会の司会進行と報告、危機管理監、政策推進部、総務部、財政経営部を1人七、八分でという形。それと、シティ・ミーティングの司会進行と最後の挨拶ということで、私と伊藤さんは挨拶をさせていただけたらと、そんなふうに思っています、このあいているところを受け持ってもらえるとありがたいなと、そんなふうに思っているんですが。藤井さんがいないもので、欠席裁判はどうかと思いますから、今みえる方で分担していただけたらなと思うんですがね。

まず、森さん、特に今回鋭くご質問をされたところを報告していただけたらと思います。ちょっと希望をお聞きしたいなと思うので。危機管理監でしたかな。

○ 森 康哲委員

危機管理監ですね。

○ 毛利彰男委員長

そうすると、報告の危機管理監のところは森さんということですね。

○ 森 康哲委員

よろしくをお願いします。

○ 毛利彰男委員長

荒木さんの司会進行が非常に好評やったので、議会報告会の司会進行されますか。報告したいですか。どちらでもええですけどね。

○ 荒木美幸委員

前回司会でしたから。

○ 毛利彰男委員長

そうしたら、きょう鋭く質問したところはどこでしたかな。

○ 荒木美幸委員

鋭くはないですけど。難しいけど、じゃ、順番に行きまして政策推進部で。

○ 毛利彰男委員長

政策推進部は荒木さんね。

ほかの方で、私はここをしたいという方が見えたら。

石川勝彦さん、どうでしょう。

○ 石川勝彦委員

譲ります。

○ 竹野兼主委員

司会でよければ。

○ 毛利彰男委員長

では、竹野さんが司会進行。

そうしたら、石川勝彦委員、総務部と財政経営部でどっちが質問多かったかな。総務部やね、そうしたら。総務部の報告を石川勝彦さんね。

残りは財政経営部の報告とシティ・ミーティングの司会進行。これ、中村さんと石川善己さんのどちらかをお願いできませんか。

○ 中村久雄委員

どちらでも。

○ 石川善己委員

シティ・ミーティングの司会をやります。

○ 毛利彰男委員長

では、中村さんは財政経営部の報告をお願いします。

これでぴったりですわ。藤井さんにはまたちゃんと言っておきますので。というふうに

させていただきますのでよろしくお願いします。

集合時間は書いてもらってあるな。午後6時にあさけプラザに集まっていただくということをお願いします。

それから最後ですけれども、3月26日水曜日の午後6時半から午後8時45分まで総合会館8階第4会議室で行われるシティ・ミーティングのテーマだけを、広報の関係で決めておかないといけないため、ご議論をお願いしたいと思うんですけれども、何か提案はございますか。

○ 森 康哲委員

危機管理室のほうから県の被害想定の詳細なデータが出てくるのが3月ごろになるという説明があったので、恐らくこのタイミングには出てくると思うんですけれども。

○ 毛利彰男委員長

そうすると、防災対策ということですか。

○ 森 康哲委員

防災で締めくくったほうがいいのではないですか。

○ 毛利彰男委員長

防災で始まり防災で終わるというご提案をいただきました。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

じゃ、よろしくお願いいたします。

それでは本日の委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

16：06 閉議